



# 延岡市一般廃棄物処理基本計画

## 【ごみ処理基本計画】

令和〇年〇月





## 【市長挨拶掲載】



# 目 次

## 第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画目標年度	3
第4節 計画の進行管理	4

## 第2章 市の概要

第1節 地域概要	5
1 本市の概要	5
2 人口	5
3 産業別就業人口	7
4 土地利用	7
第2節 将来人口	8
1 将来人口	8

## 第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみを取り巻く社会情勢	9
1 法令関係	9
2 国、県の達成目標	13
第2節 ごみ処理の状況	16
1 ごみ処理有料化の状況	16
2 資源化の取組	18
3 一般廃棄物等の分別区分及び排出方法	18
4 ごみ排出量	21
5 資源化量	24
6 ごみ質分析結果	25
7 収集・運搬・持ち込みの概要	26

---

8	中間処理の概要	29
9	最終処分の概要	37
10	ごみ処理の流れ	39
11	ごみ減量化の取組	40
12	啓発事業	43
13	食品ロス削減推進計画に関する事項	46
14	目標値の達成状況	49
15	類似自治体との比較検討	50
16	ごみ処理の課題及び今後の方向性	53
<b>第3節 基本方針等</b>		<b>57</b>
1	基本方針	57
2	取組の体系	58
3	S D G s と延岡市一般廃棄物処理基本計画との関係について	60
<b>第4節 施策の取組</b>		<b>62</b>
1	《基本方針1》行政・事業者・市民の協働によるごみ減量化・資源化の推進	62
2	《基本方針2》環境に配慮したごみの適正処理	74
<b>第5節 排出量及び処理量の見通し</b>		<b>87</b>
1	ごみ排出量（資源物、集団回収含む）の見通し	87
2	資源化量の見通し	87
3	ごみ焼却施設での処理量の見通し	88
4	粗大ごみ処理施設での処理量の見通し	88
5	最終処分量の見通し	89
6	ごみ排出量、処理量等の一覧	89
<b>第6節 達成目標</b>		<b>90</b>
1	達成目標指標	90
2	達成目標数値	91

---

# 第1章 基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）第6条第1項に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月改定 環境省）において、目標年次を10年から15年先において、おおむね5年ごとに改定することとされています。

本市においては、令和3年3月に「延岡市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者と一体となって、ごみ減量・資源化の取組を推進してきました。

本計画の策定後、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月施行）」（以下「食品ロス削減推進法」という。）の基本方針も令和7年3月に改定されるなど、資源循環に関する制度や取組の方向性に変化が生じています。

これらの状況の変化をふまえ、計画期間を10年間とする本計画策定から5年が経過することから、計画の中間見直しを実施しました。

本計画は、行政だけでなく、そこに暮らす市民や、そこで事業を営む事業者も目指すべき姿を共有し、行政・事業者・市民が引き続き「循環型社会の形成」を目指して取り組むべき廃棄物対策の指針としての役割を果たすものです。

なお、本計画では、今回の中間見直し前の前半5年間を「前期計画」、見直し後の後半5年間を「後期計画」と呼ぶこととします。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図1-2-1に示します。

本計画は、「廃掃法」第6条第1項の規定に基づき定めたものです。また、本計画の一部は、「食品ロス削減推進法」第13条第1項に基づく「食品ロス削減推進計画」としても位置づけられます。計画策定に当たっては、国、宮崎県の上位計画の基本方針等に配慮し、本市の上位計画等との整合を図るものとします。

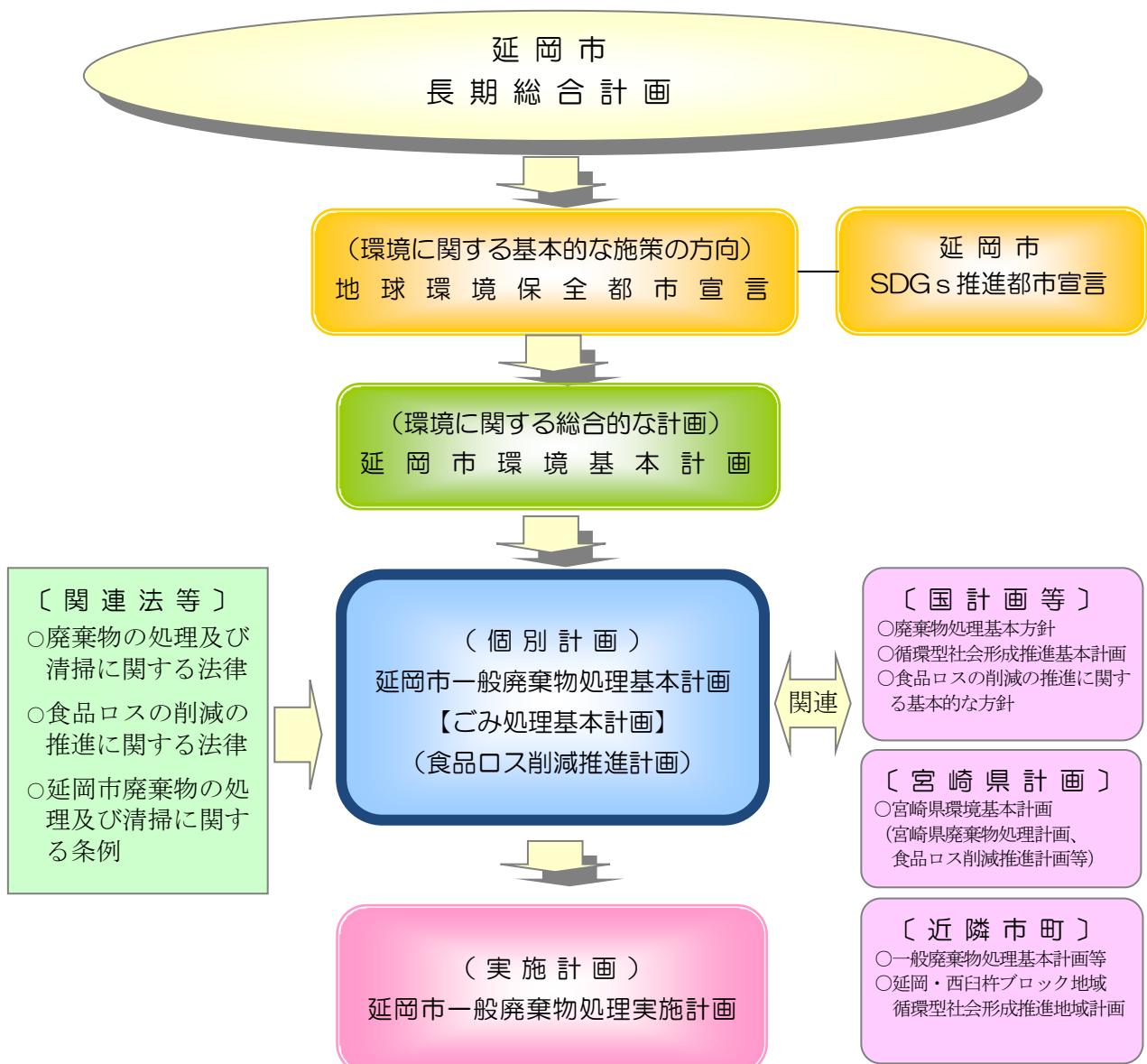


図1-2-1 計画の位置づけ

### 第3節 計画目標年度

本計画は、令和3年度を初年度とし、10年後の令和12年度を最終目標年度とします。

令和7年度は本計画の中間目標年度にあたります。中間目標年度においては、これまでの状況を踏まえ、進捗状況を把握するとともに、最終目標年度である令和12年度に向けて中間見直しを行います。

なお、計画期間において、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直しを行うこととします。

**計画の目標年度 令和12年度**

**(中間目標年度 令和7年度)**

## 第4節 計画の進行管理

本計画におけるP D C Aサイクルを図1-4-1に示します。

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取組に反映させる仕組みが重要です。

本計画の進行管理については、「計画の策定：P l a n」、「施策の実施：D o」、「計画の点検・評価：C h e c k」、「計画の見直し：A c t」という手順によるP D C Aサイクルを用いることで、より実効性の高い計画としていきます。



図1-4-1 本計画におけるPDCAサイクル

# 第2章 市の概要

## 第1節 地域概要

### 1 本市の概要

延岡市は、平成18年2月北方・北浦両町と、平成19年3月には北川町と合併し、総面積約868km<sup>2</sup>の広大な市域を有するまちとなりました。

本市は、人口約11万2千人（令和7年10月1日現在）の宮崎県北の中核都市であり、これまでの東九州有数の工業集積地としての位置づけに加え、農林業や水産業など多彩な産業を有するポテンシャルの高いまちとなっています。

一方、西に祖母傾国定公園の山並を望み、東には日豊海岸国定公園のリアス海岸があり、市内を五ヶ瀬川、北川などの清流が貫流し、市街地を一望できる愛宕山を有する風光明媚で自然豊かな都市ともなっています。

また、近世は城下町として栄えた後、近代は工業都市として栄えた歴史と文化に育まれた都市でもあります。市の中心部に位置する城山は、県内最大の近世城郭として市のシンボル的存在となっており、産業と自然や歴史・文化が調和した都市となっています。



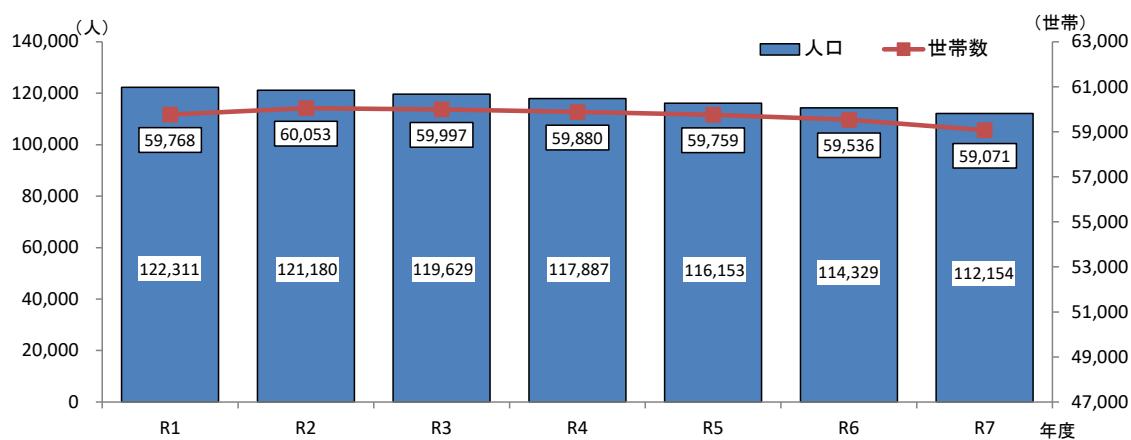
図2-1-1 本市の位置図

### 2 人口

平成27年度から令和7年度の人口、世帯数の推移（外国人含む）を図2-1-2に、年齢別人口の推移（外国人含む）を表2-1-1に、人口ピラミッド（令和7年度：外国人含む）を図2-1-3に示します。

本市の人口は減少傾向を示し、また、少子高齢化が進んでおり、令和7年度の65歳以上の人口割合は35.7%となっています。

男女別年齢別構成は、男性では70～74歳が最も多く、女性では85歳以上が最も多くなっています。



※人口及び世帯数は、各年10月1日時点。（資料：住民基本台帳）

図2-1-2 人口、世帯数の推移（外国人含む）

表2-1-1 年齢別人口の推移（外国人含む）

年	総人口(人)	年少人口(0~14歳)		生産年齢人口(15~64歳)		老人人口(65歳以上)	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
R4	117,887	14,376	12.2	62,306	52.8	41,205	35.0
R5	116,153	13,941	12.0	61,438	52.9	40,774	35.1
R6	114,329	13,490	11.8	60,339	52.8	40,500	35.4
R7	112,154	12,927	11.5	59,197	52.8	40,030	35.7

※人口は各年10月1日時点。（資料：住民基本台帳）

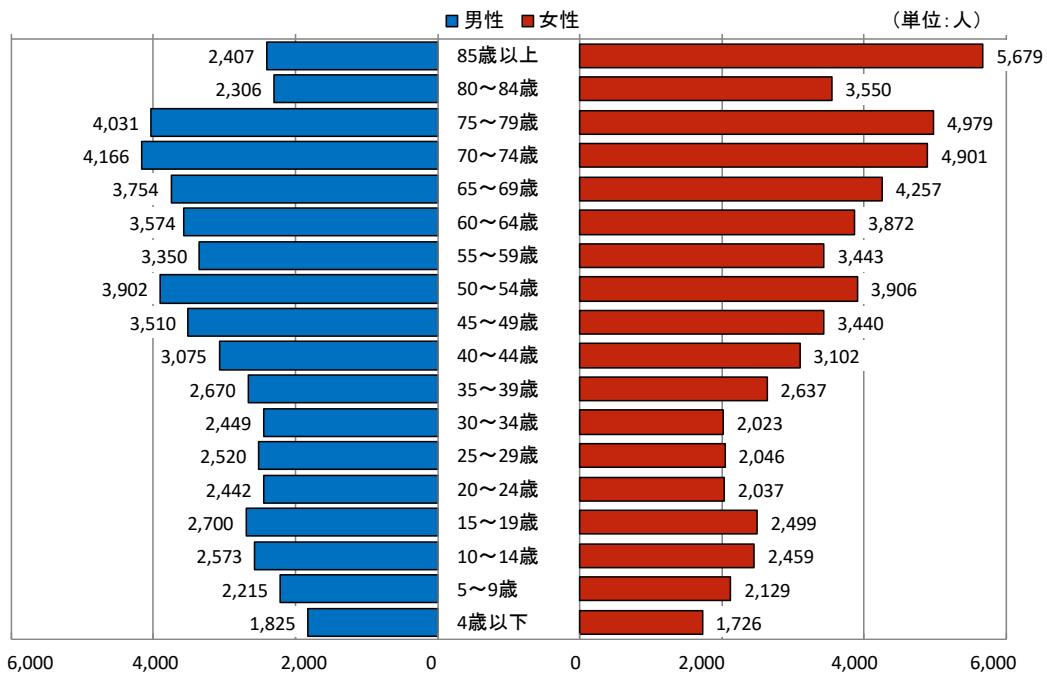


図2-1-3 人口ピラミッド（令和7年度：外国人含む）

### 3 産業別就業人口

令和2年の産業別就業人口（大分類）の調査結果を表2-1-2に示します。

就業者人口の構成は、第1次産業※1 5.0%、第2次産業※2 27.8%、第3次産業※3 65.3%となっており、第3次産業の占める割合が高くなっています。

表2-1-2 産業別就業人口（大分類）

（単位：人）

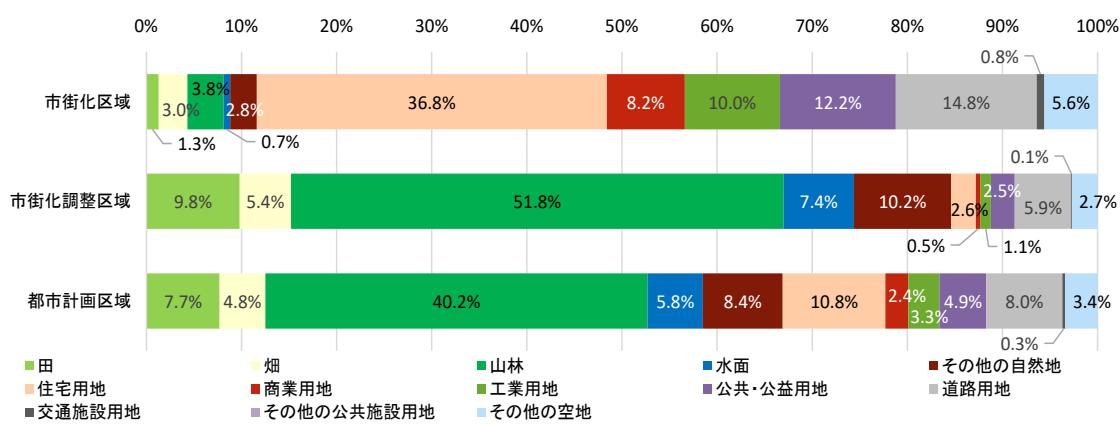
項目	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年構成比(%)
第1次産業	3,977	3,113	3,017	2,725	5.0
第2次産業	18,414	16,091	15,279	15,115	27.8
第3次産業	37,070	36,203	36,739	35,518	65.3
分類不能	501	1,552	962	1,006	1.9
合計	59,962	56,959	55,997	54,364	100.0

（資料：国勢調査）

### 4 土地利用

都市計画地域の土地利用状況を図2-1-4に示します。

本市の総面積は、約868km<sup>2</sup>、このうち約12%の約104km<sup>2</sup>が都市計画区域※4として指定されており、そのうち市街化区域※5は約25km<sup>2</sup>、市街化調整区域※6が約79 km<sup>2</sup>となっています。



（資料：宮崎県都市計画基礎調査 日向延岡新産業都市計画区域（延岡市）解析報告書

（令和5年3月） / 宮崎県県土整備部都市計画課）

図2-1-4 土地利用状況

※1 第1次産業：農業、林業等 ※2 第2次産業：製造業、建設業等 ※3 第3次産業：小売、サービス業等

※4 都市計画区域：都市計画法による一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域

※5 市街化区域：優先的かつ計画的に市街化を進める区域

※6 市街化調整区域：市街化を抑制する区域

## 第2節 将来人口

### 1 将来人口

将来人口の推移を図2-2-1に示します。

将来人口は「第2期延岡市人口ビジョン」に基づく「延岡市人口の将来展望」の値として、令和12年度に約10.7万人になるものと見込まれています。

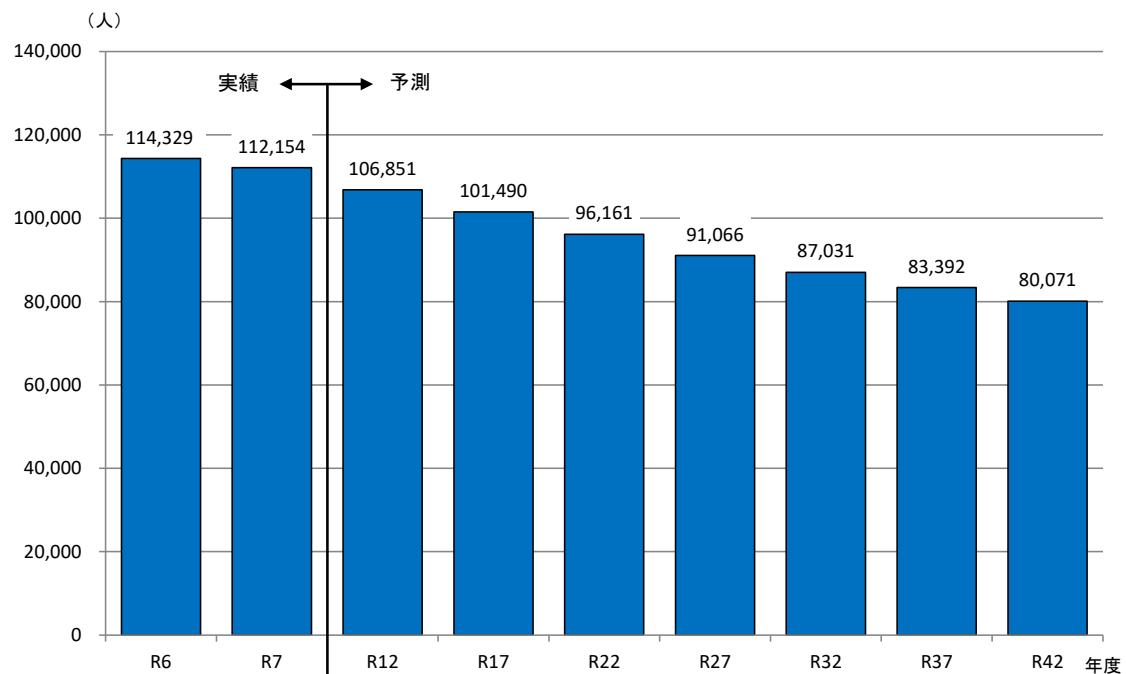


図2-2-1 将来人口の推移

人口の再推計により  
変更となる場合があります。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみを取り巻く社会情勢

#### 1 法令関係

##### 1) 関係法令の概要

関連法の概要を表3-1-1に示します。

平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

表 3-1-1 関連法の概要

年月	関 連 法	概 要(循環型社会への取組)
H5.11	環境基本法 完全施行(環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12.4	容器包装リサイクル法 完全施行	一般家庭から排出されるごみの容積比で6割、重量比で2~3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13.1	循環型社会形成推進基本法 完全施行 (循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13.4	家電リサイクル法 完全施行 (家電品)	平成13年4月以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法 完全施行 (各種製品、パソコン等)	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法 完全施行(自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13.5	食品リサイクル法 完全施行(食品残渣)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14.5	建設リサイクル法 完全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17.1	自動車リサイクル法 完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
H25.4	小型家電リサイクル法 完全施行 (使用済小型電子機器等)	使用済小型電子機器等には、金や銀などのほか、レアメタルといった貴重な金属が使われています。古くなったり、壊れたりした携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型電子機器等をリサイクルすることで、廃棄物の適正な処理及び再資源化を促進します。
H29.8	水銀汚染防止法 完全施行 (水銀、水銀使用製品)	水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止します。市町村は、区域内において廃棄された水銀使用製品の適正回収に努めることを求められています。
R1.10	食品ロス削減推進法 完全施行	本法律では、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、事業者及び消費者と、あらゆる主体の責務・役割を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。
R4.4	プラスチック資源循環促進法 完全施行	本法律では、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進する措置を講じています。基本方針は、「プラスチック廃棄物の排出抑制・再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化」等があります。
R7.2	再資源化事業等高度化法 一部施行	本法律では、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講じています。

#### 2) 関係法令の体系

関連法の体系を図 3-1-1 に示します。

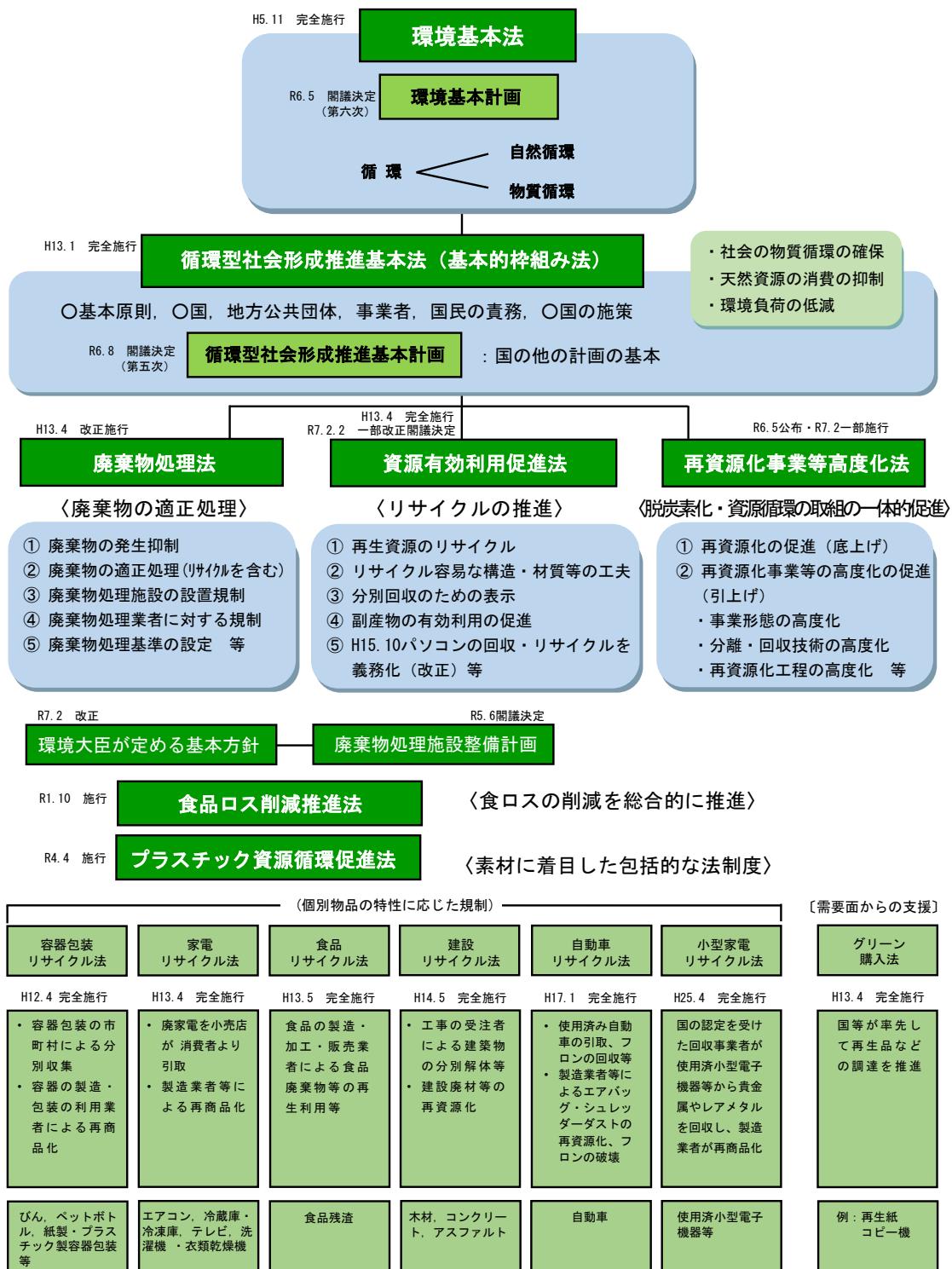


図 3-1-1 循環型社会形成のための法体系図

## 3) 国の方針、県の計画など

廃棄物処理、資源化に関する国の方針・県の計画等の経過を、表3-1-2に示します。

廃棄物の処理に関しては、「廃掃法」に基づき、ごみの適正処理に重点を置いた事業が行われてきましたが、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになり、「廃掃法」の改正や環境及びリサイクル関連法が施行されています。

表3-1-2 廃棄物処理、資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成28年1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正／国
平成28年3月	宮崎県環境計画（改定計画）／宮崎県
平成30年6月	循環型社会形成推進基本計画（第四次）／国
令和元年10月	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針／国
令和3年3月	宮崎県環境基本計画（第四次）／宮崎県（令和5年3月一部改訂）
令和5年6月	廃棄物処理施設整備計画／国
令和6年5月	環境基本計画（第六次）／国
令和6年8月	循環型社会形成推進基本計画（第五次）／国
令和7年2月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正／国
令和7年3月	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第二次）／国

※直近10年分を記載

## 4) 延岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（最終改正令和元年）

本条例は、廃棄物の発生の抑制及び資源化を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、必要な事項を定めるものです。

## 2 国、県の達成目標

### 1) 国の達成目標

#### ① 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月）

「廃掃法」第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）を定めています。この方針では、循環型社会への転換をさらに進めていくため、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

なお、「廃棄物処理基本方針」の目標値は、「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）」と整合させる形として設定されています。

「廃棄物処理基本方針」の一般廃棄物に関する数値目標を、表3-1-3に示します。

表3-1-3 廃棄物処理基本方針の一般廃棄物に関する数値目標

項目	目標
ごみ排出量	令和4年度に対し、令和12年度において約9%削減 (令和12年度・一人一日あたりの家庭ごみ排出量 <sup>※1</sup> 約478g/人・日) (令和12年度・一人一日あたりのごみ焼却量 約580g/人・日【追加】)
リサイクル率 <sup>※2</sup> (一般廃棄物の出口側循環利用率)	令和4年度の約20%に対し、令和12年度において約26%に増加
最終処分量	令和4年度に対し、令和12年度において約5%削減

※1 一人一日あたりの家庭ごみ排出量：家庭ごみ排出量（生活系ごみ-資源物-集団回収）を総人口と年間日数で除して算出した値〔家庭ごみ排出量／総人口／365〕

ここで示す生活系ごみは、資源物、集団回収を含めた家庭から排出される廃棄物

※2 リサイクル率：発生した一般廃棄物等の中で、資源として再利用されたものの割合〔循環利用量／一般廃棄物等発生量×100〕（国民、自治体、排出事業者・リサイクル業者の取組により達成を目指す値として設定）

## ② 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

「循環型社会形成推進基本法」第15条第2項に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」が定められています。「循環型社会形成推進基本計画」は、「循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針」、「循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずるべき施策」、「その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めたものです。

「第五次循環型社会推進基本計画」は、令和6年8月に閣議決定されました。循環経済への移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現に貢献するとしています。この改定では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉えられており、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定されています。

## ③ 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第二次基本方針 令和7年3月改定）

「第二次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」における数値目標を、表3-1-4に示します。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、行政、事業者、消費者の取組の指針です。食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）削減の取組は、食品循環資源の再生利用等（食品廃棄物等の発生の抑制を含む。）を推進するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成13年5月施行）」（以下「食品リサイクル法」という。）とともに、国民運動として進められています。

本指針は、「食品ロス削減推進法」に基づき、令和2年に策定され、その後、令和7年に第二次基本方針として改定されました。

表3-1-4 食品ロスの削減に関する数値目標

項目	目標
家庭系食品ロス	平成12（2000）年度比 令和12（2030）年度までに50%減の早期達成
事業系食品ロス	平成12（2000）年度比 令和12（2030）年度までに60%減
食品ロス問題の認知	食品ロス問題を認知して 削減に取り組む消費者割合を80%とする

## 2) 県の達成目標

宮崎県の一般廃棄物に関する数値目標を表3-1-5に示します。

県では、「第四次宮崎県環境基本計画（宮崎県廃棄物処理計画、宮崎県食品ロス削減推進計画等）」を令和3年3月に策定し、令和5年3月に一部改定しています。この計画は、廃棄物処理に関する県の基本的な計画で、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めています。

「第四次宮崎県環境基本計画」では、「①4R<sup>※1</sup>の推進」、「②廃棄物の適正処理の推進」、「③食品ロスの削減」、「④環境にやさしい製品の利用促進」の4つの基本方針を掲げて施策を展開し、宮崎県における循環型社会の形成を推進することとしています。

表3-1-5 県の一般廃棄物に関する数値目標

項目	目標
一人一日あたりのごみ排出量	令和元年度の987g/人・日に対し、 令和12年度において918g/人・日に削減 (うち生活系ごみ <sup>※2</sup> ：令和元年度の669g/人・日に対し、 令和12年度において638g/人・日に削減)
リサイクル率	令和元年度の15.9%に対し、 令和12年度において約25.0%に増加
最終処分率 <sup>※3</sup>	令和元年度の10.8%に対し、 令和12年度において約9.0%に削減
食品ロス量（家庭系） <sup>※4</sup>	令和7年度中間目標値20,200tに対し、 令和12年度において17,700tに削減（削減率約12.4%）
食品ロス量（事業系） <sup>※4</sup>	令和7年度中間目標値25,300tに対し、 令和12年度において23,000tに削減（削減率約9.1%）

※1 4R:Refuse(リフューズ:断る)、Reduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもの

※2 生活系ごみ：資源物、集団回収を含めた家庭から排出される廃棄物

※3 最終処分率：ごみ総排出量に対する最終処分量の割合[最終処分量/ごみ総排出量×100]

ここで示す最終処分量は、最終処分場に埋め立てられるごみの量

※4 現況値は調査を行っていないため不明。目標値(R12年度)は、国の目標値に本県の人口割合を掛けて算出したもの。中間目標値(R7年度)は、県で独自に算出した国の中間目標値(H29年度の食品ロス量(最新データ)からR12年度の最終目標値に向けて一定の割合で減少するものと仮定した場合のR7年度時点での数値)に本県の人口割合を掛けて算出したもの。事業系については、本県における食品関連産業の割合が全国平均に比べて高いことを反映した数値となっている。

## 第2節 ごみ処理の状況

### 1 ごみ処理有料化の状況

#### 1) ごみ処理有料化に伴うごみ排出量等の状況

有料化に伴うごみ排出量の状況を図3-2-1に、資源物排出量の状況を図3-2-2に示します。平成21年4月から、ごみ処理有料化を導入し、排出量に応じた処理費用負担の公平性を確保し、ごみ減量と分別徹底によるリサイクルの推進を図っています。

実施前の平成20年度と比較すると、平成21年度のごみ排出量は26.6%減、資源物排出量は25.8%増となっており、令和6年度ごみ排出量は33.8%減、資源物排出量は23.4%減となっています。

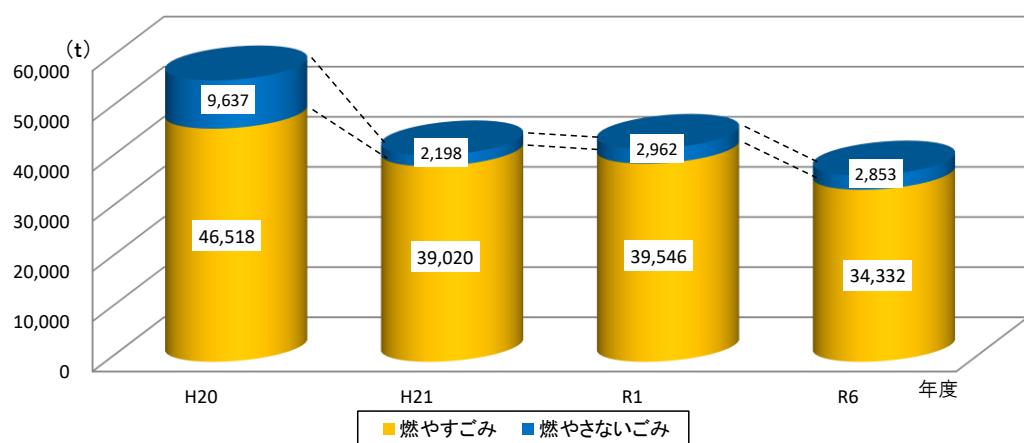


図3-2-1 有料化に伴うごみ排出量の状況

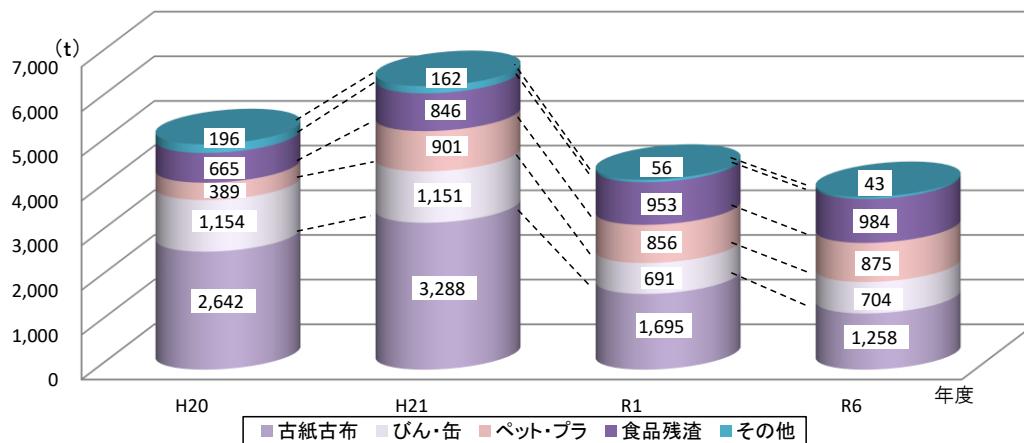


図3-2-2 有料化に伴う資源物排出量の状況

## 2) ごみ処理手数料の内容

ごみ処理手数料の内容を表3-2-1に示します。

ごみ処理手数料については、市民のごみ減量化の取組成果等を考慮し、令和元年10月に、手数料の一部値下げを伴う改定を実施しています。

表3-2-1 ごみ処理手数料の内容

区分			改定前	改定後
収集 (家庭系)	燃やすごみ 燃やさないごみ	指定ごみ袋大 (40L) 1枚 指定ごみ袋中 (20L) 1枚 指定ごみ袋小 (10L) 1枚	40円 20円 10円	32円 16円 8円
	粗大ごみ	粗大ごみシール 1枚	300円	240円
	臨時収集ごみ	車両1台ごとに	5,140円	4,770円
	小動物の死体	1匹ごとに	1,020円	820円
直接搬入 (事業系含む)	燃やすごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ 埋立てごみ	50kgごとに	200円	200円
	小動物の死体	1匹ごとに	200円	200円

## 2 資源化の取組

本市では、資源物を再生利用することにより、地球環境の保全と限られた資源の有効活用、清掃工場や埋立場の延命を図っています。

- 事業開始年月
- ◇平成8年7月～古紙の回収
  - ◇平成9年4月～びん・缶、古布の回収
  - ◇平成18年4月～ペットボトル・プラスチック製容器類の回収
  - ◇平成21年4月～プラスチック製包装類の回収
  - ◇平成24年7月～古布分別回収の拡充
  - ◇平成26年10月～使用済小型電子機器等の回収

## 3 一般廃棄物等の分別区分及び排出方法

### 1) 家庭系一般廃棄物等の分別区分及び排出方法

家庭系一般廃棄物等の分別区分及び排出方法を表3-2-2（その1、その2）に示します。

表3-2-2 家庭系ごみ<sup>※1</sup>の分別区分及び排出方法（その1）

分別区分		内 容	排出方法	排出容器
資源物	古紙	新聞	ひもで縛る。	—
		ダンボール		
		牛乳パック		
		本、雑誌、チラシ、紙箱類		
	古布	衣類全般（ただし汚れが著しいもの、下着類、和服、合羽、水着等は除く）、布製品（ただし帽子、手袋、ネクタイ、綿入り製品、まくら、カーテン、じゅうたん、足拭きマット等は除く）、毛布等	—	20～45Lの透明袋
		調味料類のびん、酒びん、ドリンクのびん等		
	びん・缶	ジュース缶、ビール缶、菓子缶、缶詰缶等	混合して排出する。中身を全部出して、水洗いする。	20～45Lの透明袋
		ペットボトルの識別マークが付いているもの		
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装の識別マークが付いているもの	キャップ・ラベルを取って水洗いする。	20～45Lの透明袋

※1 家庭系ごみ：家庭から排出される燃やごみ、燃やさないごみ、資源物。集団回収は含まない

表 3-2-2 家庭系ごみの分別区分及び排出方法（その2）

分別区分		内 容	排出方法	排出容器
資源物	使用済小型電子機器等	携帯電話・PHS端末、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ等、映像用機器（DVDビデオ、HDDレコーダー等）、音響用機器（CD・MDプレーヤー、ヘッドフォン及びイヤホン等）、補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ等）、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー、電気かみそり等）、懐中電灯、電子・電気時計、ゲーム機（据置型・携帯ゲーム機等）、カー用品（カーナビ、カーミラ、ETC車載ユニット等）、上記品目の付属品（リモコン、ACアダプタ、充電器等）	市設置の回収ボックスに直接投入する。	—
	燃やすごみ	生ごみ、少量の食用油、木製品、木くず・剪定枝（市の受入基準を満たすもの）、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品等、資源物の対象とならない衣類・布製品等	生ごみの水切り、乾燥。 食用油等は紙、布にしみこませるか固める。	燃やすごみ指定袋
	燃やさないごみ	ガラス・陶器類、化粧品のびん、スプレー缶、鍋類、オイル缶、塗料缶、家電製品（家電リサイクル対象品及びパソコン以外）、金属製のおもちゃ等  乾電池、ボタン型電池、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）、電子たばこ、カメラ（使い捨て）、ライター（使い捨て含む）、水銀使用の温度計・体温計、携帯電話	割れたガラス等は紙で包む。 スプレー缶等は使い切り穴を開ける。  品目ごとに分けて出す。	燃やさないごみ指定袋  透明の小袋
	粗大ごみ	指定ごみ袋大（40Lの袋）に入らないもの	粗大ごみシールを貼付する。	—
	埋立てごみ	ブロック、瓦、レンガ等	原則、清掃工場に直接搬入する。  条件付きでごみステーションに排出可。	燃やさないごみ指定袋（1回につき1袋まで）

## 2) その他的一般廃棄物等の処理方法

その他的一般廃棄物等の処理方法を表3-2-3に示します。

表3-2-3 その他的一般廃棄物等の処理方法

種類	内容	持込先等
小動物の死体	ペットの場合 犬猫等の小動物の死体	清掃工場 (持込、収集ともに有料)
	ペット以外の場合 飼い主が不明の場合の犬猫等の小動物の死体	清掃工場 (持込、収集ともに無料)
家電リサイクル法で定められている特定家庭用機器	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電販売店 指定引取場所（郵便局で家電リサイクル券を購入）
事業系生ごみ（一部）	延岡市内の小・中学校等の給食残渣、魚市場等から排出される魚腸骨等	処分業許可業者処理施設
	市内スーパー・コンビニエンスストア等から排出される食品残渣	国の登録再生事業者処理施設
木くず、草、竹	市の処理施設で処理困難又は受入基準を満たさないもの	処分業許可業者処理施設
タイヤ・畳	市の処理施設で処理困難又は受入基準を満たさないもの	
海岸等漂着物	海岸等管理者の協力要請を踏まえて、市の処理施設の処理能力の範囲又は受入基準を満たすもの	清掃工場 処分業許可業者処理施設
家庭から排出される使用済みパソコン	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ一体型パソコン、CRTディスプレイ一体型パソコン	メーカーに直接電話又はホームページ等で直接申請 倒産・撤退メーカー、自作のものなどは、パソコン3R推進協会へ連絡
処理困難物	農薬、ガスボンベ、消火器、医療系廃棄物、ピアノ、タイヤ（車・バイク用）・エアバック付ハンドル、バイク（50cc以上）、レジャー用FRP船、バッテリー（密閉型・開放型鉛蓄電池）、燃料（ガソリン・灯油等）、廃油等	購入した販売店などに引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼 分からぬ場合はクリーンセンターへ相談
特別管理一般廃棄物	PCBを含んだ廃棄物	排出者が処理
	感染性医療廃棄物	医療機関等の排出者が処理
在宅医療廃棄物	注射針等銳利なもの	医療機関を通じて処理
感染性在宅医療廃棄物	CAPD（腹膜透析）バッグ、チューブ、カテーテル類、注射器・注射針など	

## 4 ごみ排出量

### 1) ごみ排出量（資源物、集団回収含む）の実績

#### ① ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移を図3-2-3に示します。

本市のごみ排出量は、令和元年度から減少傾向にあり、令和6年度には41,314tとなっています。



図3-2-3 ごみ排出量の推移

#### ② 生活系ごみ<sup>※1</sup>及び事業系ごみ<sup>※2</sup>排出量の推移

生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移を図3-2-4に、生活系ごみと事業系ごみの構成比（国、県平均との比較）を図3-2-5に示します。

生活系ごみは、令和元年度（28,441t）から減少傾向にあり、令和6年度で25,292tとなっています。

事業系ごみは、平成29年11月から実施した事業系ごみ対策強化の取組により、過去に平成28年度（21,108t）から平成30年度（17,752t）にかけて大きく減少（3,356t減）しました。その後、令和元年度以降も継続して減少、令和6年度に16,022tとなっています。

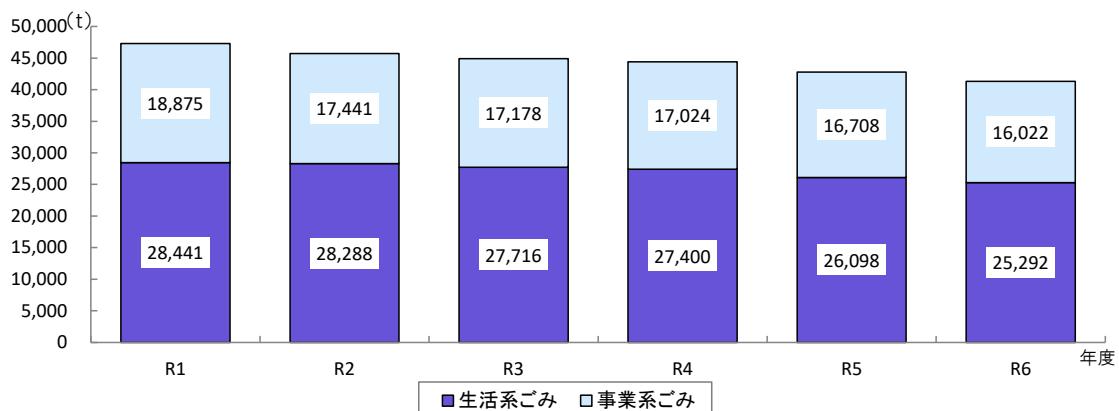
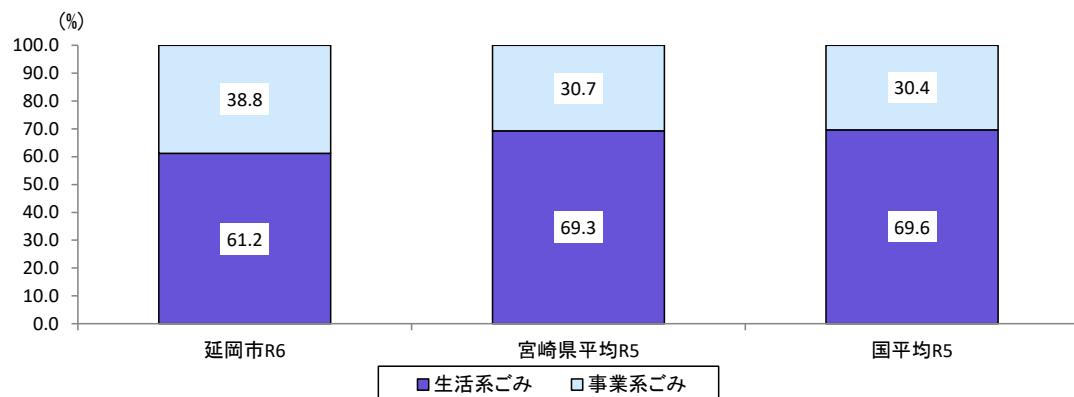


図3-2-4 生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移

※1 生活系ごみ：資源物、集団回収を含めた家庭から排出される廃棄物

※2 事業系ごみ：資源物を含めた事業所から排出される廃棄物。ただし、産業廃棄物は除く。

本市は、宮崎県平均及び国平均に比較して生活系ごみの構成比が低く、事業系ごみの構成比が高い状況にあります。



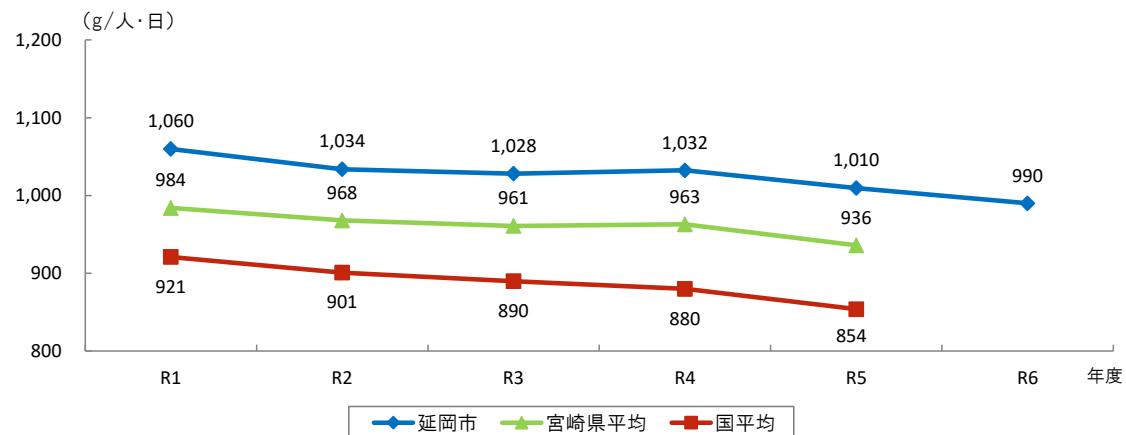
(宮崎県及び国の平均は一般廃棄物処理事業実態調査R 5より算定)

図3-2-5 生活系ごみと事業系ごみの構成比（国、県平均との比較）

## 2) 1人1日平均排出量の推移

1人1日平均排出量（以下「ごみ排出量原単位<sup>※1</sup>」という。）の推移（国、県平均との比較）を図3-2-6に示します。

本市のごみ排出量原単位は、令和元年度（1,060 g/人・日）から減少傾向にあり、令和6年度には990g/人・日（70g減）となっています。



(宮崎県及び国の平均は一般廃棄物処理事業実態調査R 1～R 5より算定)

図3-2-6 ごみ排出量原単位の推移（国、県平均との比較）

※1 ごみ排出量原単位:一人一日あたりのごみ排出量[ごみ総排出量／総人口／365]

### 3) 種類別ごみ排出量の内訳

種類別ごみ排出量の内訳を図3-2-7に示します。

本市の令和6年度、種類別ごみ排出量の内訳は、燃やすごみが最も多く34,332t(83.1%)、次いで資源物が3,864t(9.4%)、燃やさないごみが2,853t(6.9%)、集団回収が265t(0.6%)となっています。

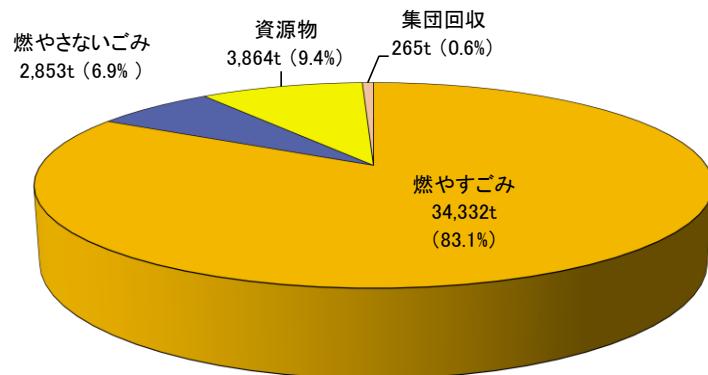


図3-2-7 種類別ごみ排出量の内訳（令和6年度）

## 5 資源化量

### 1) 資源化量の推移

本市で把握可能な資源化量の推移を図3-2-8に示します。

資源化量は、令和元年度(5,826t)から令和6年度(5,176t)にかけて650t(11.2%)減少しています。

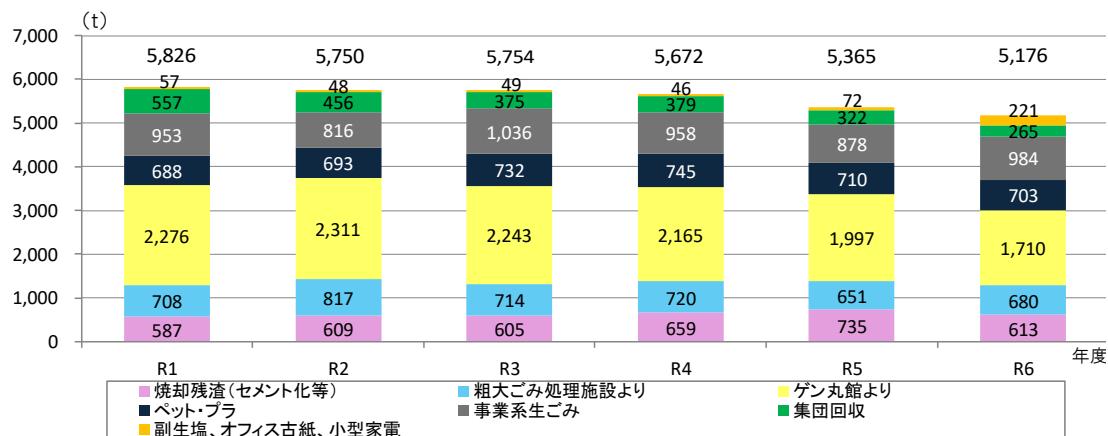


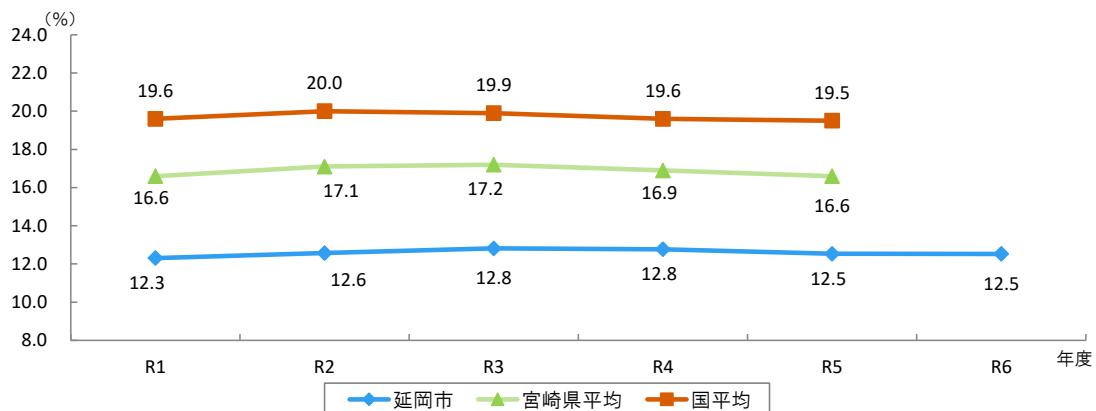
図3-2-8 資源化量の推移

### 2) リサイクル率の推移

本市で把握可能なリサイクル率の推移(国、県平均との比較)を図3-2-9に示します。

リサイクル率については、自治体により、廃棄物の処理方法や地理的要因(周辺にリサイクル施設が存在するか)等に違いがあるため、国・県平均と単純に比較することはできません。

本市のリサイクル率は、令和元年度に12.3%で、その後、微増し、令和6年度には12.5%となっています。



(宮崎県及び国の平均は一般廃棄物処理事業実態調査R1～R5より算定)

図3-2-9 リサイクル率の推移(国、県平均との比較)

## 6 ごみ質分析結果

令和5年度、令和6年度のごみ質分析結果を図3-2-10に示します。

本市では、燃やすごみの組成分析を年6回実施しています。令和5・6年度の2ヵ年平均値は、紙類が46.2%、プラスチック類が20.6%、繊維類が6.3%、厨芥類が14.1%、草木類が8.8%、ゴム皮革類が0.1%となっています。その他に、燃やすごみ対象外であり分別が不適正なものとなる金属類、ガラス陶器類の混入割合が3.9%あります。これらの割合は、本計画策定時の令和2年度における年平均値9.5%から、令和5年度4.1%、令和6年度は3.7%と減少しています。

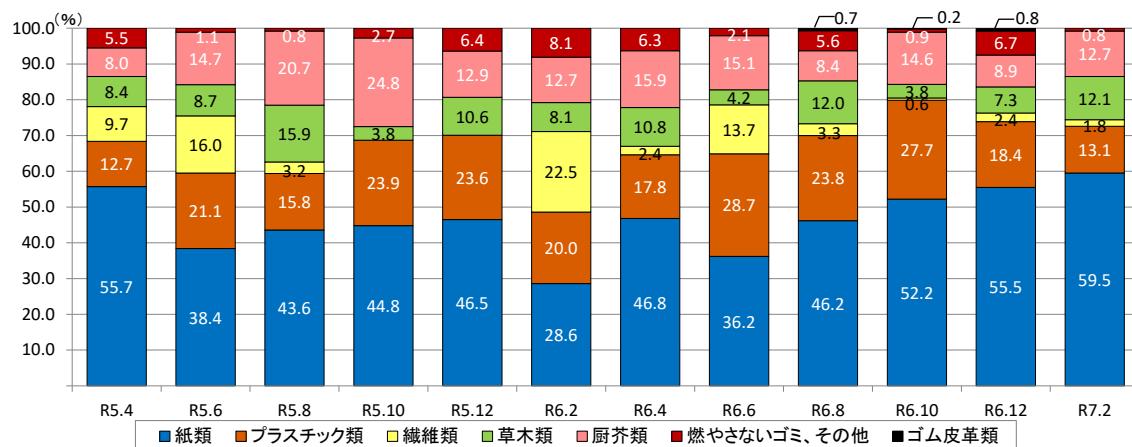


図3-2-10 燃やすごみの種類組成(乾燥重量比)

令和5年度、令和6年度の三成分値を図3-2-11に示します。

三成分値<sup>※1</sup>の2ヵ年平均値は、水分約48.0%、灰分約3.8%、可燃分約48.3%となっています。

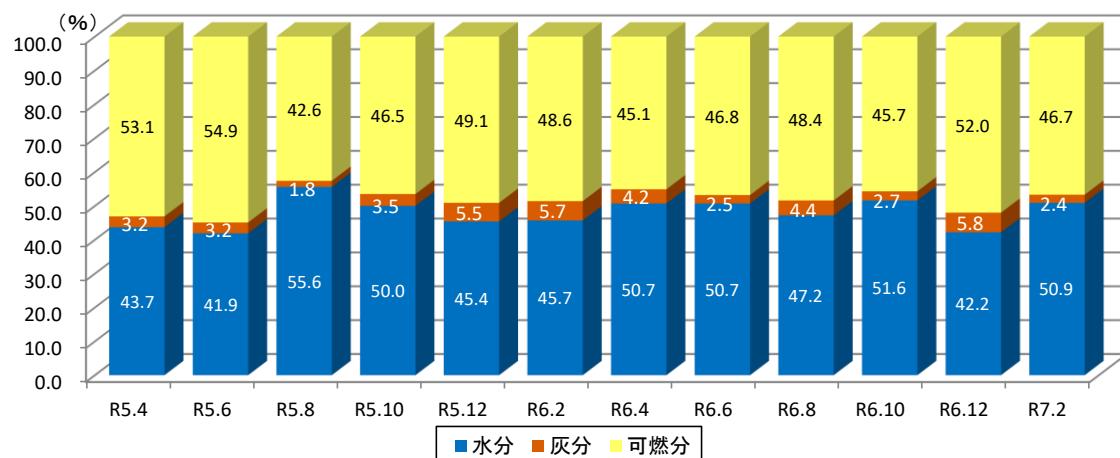


図3-2-11 燃やすごみの三成分値(重量比)

※1 三成分値:ごみの性状を把握するために、可燃ごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの。

## 7 収集・運搬・持ち込みの概要

### 1) 収集・運搬の状況

家庭系ごみの収集・運搬の状況を表3-2-4に示します。

家庭系ごみについては、使用済小型電子機器等を除き、市内全域においてステーション方式で民間委託により収集・運搬を行っています。また、事業系ごみについては、自己搬入又は許可業者による収集・運搬としています。

なお、埋立てごみは、原則、排出者が直接清掃工場に自己搬入することとしています。

表3-2-4 収集・運搬の状況

区分			収集主体・収集頻度							
			延岡	北方	北浦	北川				
資源物	古紙	新聞	委託 月2回	委託 月2回	委託 月2回	委託 月2回				
		ダンボール								
		牛乳パック								
		本、雑誌、チラシ、紙箱類								
	古布	古布	委託 週1回	委託 週1回	委託 週1回	委託 週1回				
		びん・缶								
	ペットボトル	ペットボトル								
		プラスチック製容器包装								
使用済小型電子機器等			直営（隨時：ボックス回収）							
燃やすごみ			委託 週2回	委託 週2回	委託 週3回	委託 週2回				
燃やさないごみ			委託 月2回	委託 週1回	委託 月2回	委託 月2回				
粗大ごみ										
埋立てごみ（条件付き※1）			委託 （隨時）	委託 （隨時）	委託 （隨時）	委託 （隨時）				
臨時収集ごみ										
小動物の死体			委託（随时）							

※1 埋立てごみのみを燃やさないごみ用指定袋に入れ、「燃やさないごみ」の収集日に排出可能（1回につき1袋まで）。

## 2) 清掃工場へのごみの持ち込みの状況

清掃工場へのごみの持込状況を表3-2-5に示します。

表3-2-5 清掃工場へのごみの持込状況

区分	搬入者の区分	持込時間	持込方法
個人搬入	排出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>月～金 8時45分～17時</li> <li>土 8時45分～16時30分 (ただし、土曜日については、12時～13時までは昼休み)</li> <li>日曜及び祝日は休み</li> </ul>	延岡市ごみだしルールブック等に従って分別し、市販の20～45Lの透明袋に入れて搬入する。古紙については、紐でしばる。
許可事業者搬入物	許可事業者		事業系ごみの適正処理ガイドブックに従って分別されたごみ及び資源物を、飛散流出しない方法で運搬し搬入する。
埋立てごみ	排出者		飛散流出しない方法で搬入する。
小動物の死体	飼主等		ダンボール箱等に入れて搬入する。

## 3) 収集・運搬車両

収集・運搬車両の状況を表3-2-6に示します。

家庭系ごみに係る委託の収集・運搬車両台数は51台、総積載量は124.55tとなっています。

表3-2-6 収集・運搬車両

項目	ごみ(委託)				資源物(委託)	
	延岡 台(t)	北方 台(t)	北浦 台(t)	北川 台(t)	延岡 台(t)	三北 台(t)
プレス式	5(14.40)	—	1(2.90)	—	1(1.90)	—
パック式	13(42.15)	2(6.50)	1(2.00)	2(6.50)	8(18.45)	—
平ボディ車	2(5.00)	—	—	—	5(10.00)	1(3.00)
ユニック車	—	—	—	1(2.00)	—	—
ダンプ車	—	2(4.00)	1(2.00)	1(2.00)	—	—
軽トラック	2(0.70)	—	1(0.35)	1(0.35)	1(0.35)	—
計	22(62.25)	4(10.50)	4(7.25)	5(10.85)	15(30.70)	1(3.00)

※令和7年4月1日時点

## 4) 収集・運搬量

家庭系ごみの収集・運搬量を表3-2-7に示します。

家庭系ごみの収集・運搬量は、令和2年度の26,952tから令和6年度には24,085tとなつており、日平均は66.0t/日となっています。

表3-2-7 収集・運搬量

(単位:t)

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
収集運搬量合計		26,952	26,535	26,171	24,935	24,085
日平均 (t/日)		73.8	72.7	71.7	68.3	66.0
燃やすごみ		22,442	22,103	21,875	20,810	20,120
燃やさないごみ		1,710	1,611	1,528	1,465	1,446
資源物		2,800	2,821	2,768	2,660	2,519

## 8 中間処理の概要

### 1) 中間処理の状況

中間処理の状況を表3-2-8に示します。

表3-2-8 中間処理の状況

分別区分		処理方法
資源物	古紙	新聞 ダンボール 牛乳パック 本、雑誌、チラシ、紙箱類
		ゲン丸館で選別処理、梱包処理後に保管し再生事業者へ引渡し
		古布
		びん・缶
	ペットボトル	ゲン丸館でびん類・缶類を分別 びん類は、無色、茶色、その他の色に選別後保管し指定された再商品化事業者へ引渡し 缶類は、スチールとアルミを選別し、圧縮処理後保管し再生事業者へ引渡し
	プラスチック製容器包装	民間のリサイクルセンターで選別、圧縮梱包処理後保管し指定された再商品化事業者へ引渡し
	使用済小型電子機器等	クリーンセンターで選別後保管し認定事業者に引渡し
	燃やすごみ	焼却処理 焼却に伴って発生する熱は回収して蒸気や電力として周辺施設等で利用、焼却灰はセメント原料化及び最終処分場で埋立処分 焼却灰から焼却後の金属を回収し再生事業者へ引渡し
	燃やさないごみ	粗大ごみ処理施設で破碎、選別処理 金属類は再生事業者へ引渡し
粗大ごみ		蛍光管は選別保管後再生事業者へ引渡し 電池はJ B R C又は再生事業者へ引渡し 可燃残渣は清掃工場にて焼却処理、不燃残渣は最終処分場で埋立処分
埋立てごみ		粗大ごみ処理施設に搬入後、最終処分場で埋立処分

## 2) 中間処理施設

## ① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設の概要を表3-2-9に、焼却灰のセメント原料化の実績を表3-2-10、金属回収の実績を表3-2-11にそれぞれ示します。

ごみ焼却施設は24時間の連続運転であり、運転管理業務を委託しています。

平成18年9月からは、焼却後に発生する焼却灰(主灰・飛灰)の一部セメント原料化、また、平成21年度からは、焼却灰に混入する金属の回収に取り組み、資源化を図っています。

表3-2-9 ごみ焼却施設の概要

区分	内容
名称	延岡市清掃工場 - 夢の杜 -
所在地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
所管	延岡市
処理能力	218t/24h (109t×2炉)
稼動開始	平成21年4月
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
建築面積	3,431.84m <sup>2</sup> (工場棟のみ)

表3-2-10 セメント原料化の実績

(単位:t)

年度	R4	R5	R6
処理量	591	695	571

表3-2-11 金属回収(ごみ焼却施設)の実績

(単位:t)

年度	R4	R5	R6
回収量	68	40	42

## 《ごみ焼却施設でのエネルギー再利用について》

ごみ焼却施設での発電実績と蒸気利用実績のCO<sub>2</sub>削減量を表3-2-12に示します。

ごみ焼却に伴って発生するエネルギーについては、廃熱ボイラーによって効率よく回収を行っています。回収した焼却熱によって生産した蒸気や電力は、クリーンセンターや余熱利用健康施設「ヘルストピア延岡」等の周辺施設で利用しています。

令和6年度の清掃工場における発電量は12,105,640kWhで、同等の電力を電力会社から購入した場合と比較して、5,048tのCO<sub>2</sub>削減<sup>※1</sup>となります。これは417haのスギ林が一年間に吸収するCO<sub>2</sub>量<sup>※2</sup>と同等です。

また、余熱利用は令和6年度で7,716tの蒸気を利用しています。これは軽油約543kL(20kL大型タンクローリー車27台分)相当<sup>※3</sup>であり、102haのスギ林が一年間に吸収するCO<sub>2</sub>量と同等で1,238tのCO<sub>2</sub>削減<sup>※5</sup>となります。

表3-2-12 発電実績と蒸気利用実績のCO<sub>2</sub>削減量

年度	R4	R5	R6
発電量(kWh)	12,675,920	11,486,790	12,105,640
CO <sub>2</sub> 削減量(t) <sup>※1</sup>	5,286	4,790	5,048
蒸気利用量(t) <sup>※4</sup>	8,177	8,022	7,716
CO <sub>2</sub> 削減量(t) <sup>※5</sup>	1,312	1,288	1,238

※1 発電によるCO<sub>2</sub>削減量:環境省・経済産業省公表「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定期)-R5年度実績-R7.3.18」より「九州電力(株)」における調整後排出係数を使用

※2 スギ林が一年間に吸収するCO<sub>2</sub>量:独立行政法人 森林総合研究所温暖化対応推進拠点資料より試算

※3 余熱利用の軽油換算:資源エネルギー庁R6年度エネルギー消費統計調査 蒸気の換算方法よりエネルギー量を試算したうえで、資源エネルギー庁 エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧R4.11一部追加改訂)より試算

※4 蒸気利用量:余熱利用量(ヘルストピア、文化センター、清掃工場内給湯、下水処理場(R6.2から供給停止))の合計

※5 蒸気利用によるCO<sub>2</sub>削減量:資源エネルギー庁R6年度エネルギー消費統計調査 蒸気の換算方法よりエネルギー量を試算したうえで、東京都環境局の係数一覧の排出係数により試算

## ② 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の概要を表3-2-13に、金属回収の実績を表3-2-14にそれぞれ示します。

粗大ごみ処理施設は、クリーンセンターの敷地内に併設されており、破碎する前及び破碎した後の金属を回収し、資源化を図るとともに、破碎後可燃物は焼却処理し、最終処分量の削減に努めています。

表3-2-13 粗大ごみ処理施設の概要

区分	内容
名称	延岡市粗大ごみ処理施設
所在地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
所管	延岡市
処理能力	せん断プレス：4t/5h 破碎機：40t/5h
稼動開始	昭和60年4月
処理方式	破碎、選別
建築面積	665.50m <sup>2</sup>

表3-2-14 金属回収の実績

(単位:t)

年度	金属回収量		計
	破碎前	破碎後	
R4	219	501	720
R5	180	446	626
R6	185	474	659

### ③ リサイクル施設

#### ア. リサイクルプラザ ゲン丸館

本市では古紙（新聞・雑誌・ダンボール等）・古布・びん・缶の資源回収を行い、その全量をリサイクルプラザ ゲン丸館（以下「ゲン丸館」という。）で処理しています。

ゲン丸館の概要を表3-2-15に、資源化量の実績を表3-2-16にそれぞれ示します。

表3-2-15 ゲン丸館の概要

区分	内容
名称	延岡市リサイクルプラザ ゲン丸館
所在地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
所管	延岡市
処理能力	古紙・古布 選別・圧縮：19t/5h 缶類 選別・圧縮：4.5t/5h びん類 選別：6.5t/5h
稼動開始	平成8年12月
処理方式	選別、圧縮
建築面積	1,001.99m <sup>2</sup>
ストックヤード	処理前：びん・缶：342m <sup>2</sup> 処理後：びん・缶：95m <sup>2</sup> 古紙・古布：172m <sup>2</sup>

表3-2-16 資源化量の実績

(単位:t)

年度	R4	R5	R6
資源化量	2,165	1,997	1,710

#### イ. 一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター

本市では、平成18年4月から、ペットボトル及びプラスチック製容器類の回収をスタートさせ、平成21年4月の分別拡充に伴い、プラスチック製包装類の回収も始めました。ペットボトル及びプラスチック製容器包装類の処理については、一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）に委託しています。

リサイクルセンターの概要を表3-2-17に、資源化量の実績を表3-2-18にそれぞれ示します。

表3-2-17 リサイクルセンターの概要

区分	内容
名称	一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター
所在地	延岡市小野町4138番地100
所管	民間事業者
処理能力	ペットボトル：0.8t/1h プラスチック製容器包装：0.83t/1h
稼動開始	平成18年4月
処理方式	破袋、手選別、圧縮・梱包
建築面積	1,395.00m <sup>2</sup>
ストックヤード	ペットボトル：300m <sup>2</sup> プラスチック製容器包装：300m <sup>2</sup>

表3-2-18 資源化量の実績

(単位:t)

年度	R4	R5	R6
資源化量	745	710	703

## 3) 中間処理量

## ① 焼却処理量

焼却処理量の推移を図3-2-12に示します。

ごみ焼却施設での焼却処理量は、ごみ排出量の減少に伴い、令和元年度(44,864t)から令和6年度(39,098t)にかけて減少傾向にあります。

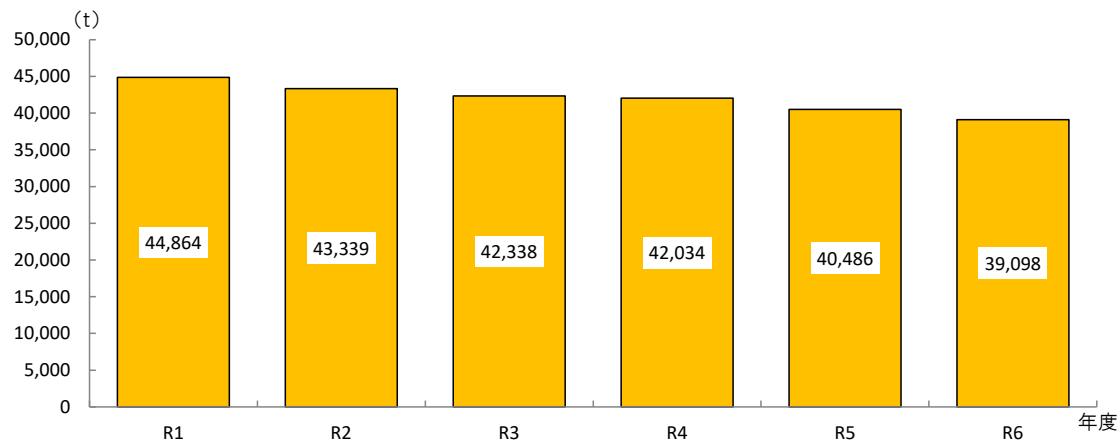


図3-2-12 焼却処理量の推移

## ② 燃やさないごみ処理量

燃やさないごみ処理量の推移を図3-2-13に示します。

粗大ごみ処理施設での燃やさないごみ処理量は、令和元年度に2,660t、令和6年度には2,710tとなっており、増減を繰り返しています。

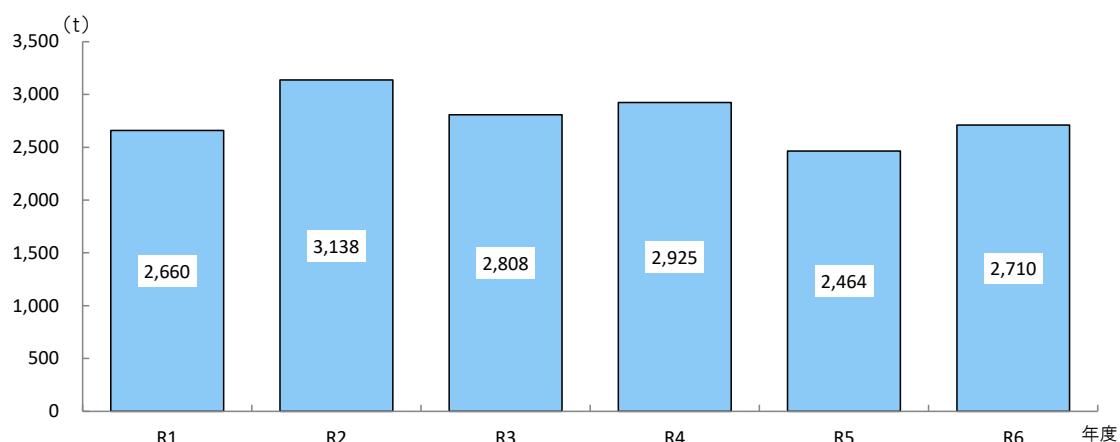


図3-2-13 燃やさないごみ処理量の推移

### ③ ゲン丸館処理量

ゲン丸館処理量の推移を図3-2-14に示します。

ゲン丸館における処理量は、令和3年度以降は減少傾向にあり、令和6年度には1,742tとなっています。主な要因として、新聞・雑誌類の電子媒体化、各種容器包装類の軽量化、びん・缶類から軽量なペットボトルへの移行、店頭回収や無人回収ボックスの設置等の影響が挙げられます。

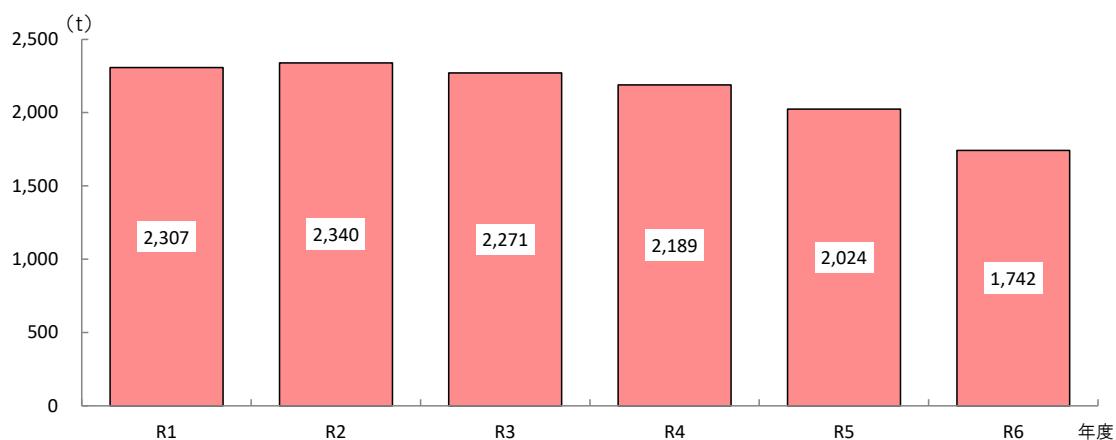


図3-2-14 ゲン丸館処理量の推移

### ④ リサイクルセンター処理量

リサイクルセンターの処理量の推移を図3-2-15に示します。

リサイクルセンターにおける処理量は、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食物の宅配や通信販売の利用が増加し、これに伴う容器包装類の発生が増加した結果、令和2年度から増加傾向にありましたが、令和5年度から減少傾向に転じました。

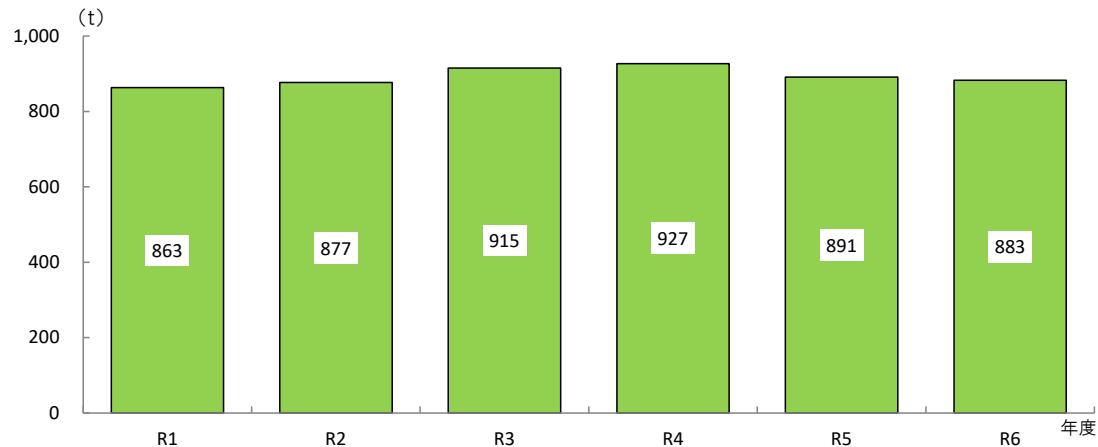


図3-2-15 リサイクルセンター処理量の推移

## 9 最終処分の概要

### 1) 最終処分場の概要

最終処分場の概要を表3-2-19に示します。

最終処分場では、清掃工場、粗大ごみ処理施設等から排出される残渣や市民が清掃工場へ直接搬入した埋立てごみを処分しています。平成26年3月18日から北方最終処分場の供用を開始し埋立処分を行っています。

表3-2-19 最終処分場の概要

区分	内容
名称	延岡市北方最終処分場
所在地 (管理事務所)	延岡市北方町笠下寅1番1ほか (延岡市北方町笠下寅69番地)
所管	延岡市
総面積	約100,000m <sup>2</sup>
埋立計画面積	約26,000m <sup>2</sup> (1期 18,500m <sup>2</sup> )
埋立計画容量	約300,000m <sup>3</sup> (1期 155,000m <sup>3</sup> )
埋立計画期間	約30年 (1期 15年)
構造	管理型 (オープン型)
浸出水処理能力	200m <sup>3</sup> /日
供用開始	平成26年3月18日
埋立方式	セル及びサンドイッチ方式の併用
浸出水の処理	流入調整 → カルシウム除去 → 生物処理 → 膜ろ過 → 活性炭処理 → キレート処理 (重金属除去) → 脱塩 → 消毒 → 放流

## 2) 最終処分量

最終処分量の推移を図3-2-16に、搬入される残渣等の排出元内訳を表3-2-20、図3-2-17に示します。

最終処分量は、年度によってばらつきはあるものの、令和元年度の最終処分量は5,618t、令和6年度は4,866tと概ね減少傾向となっています。

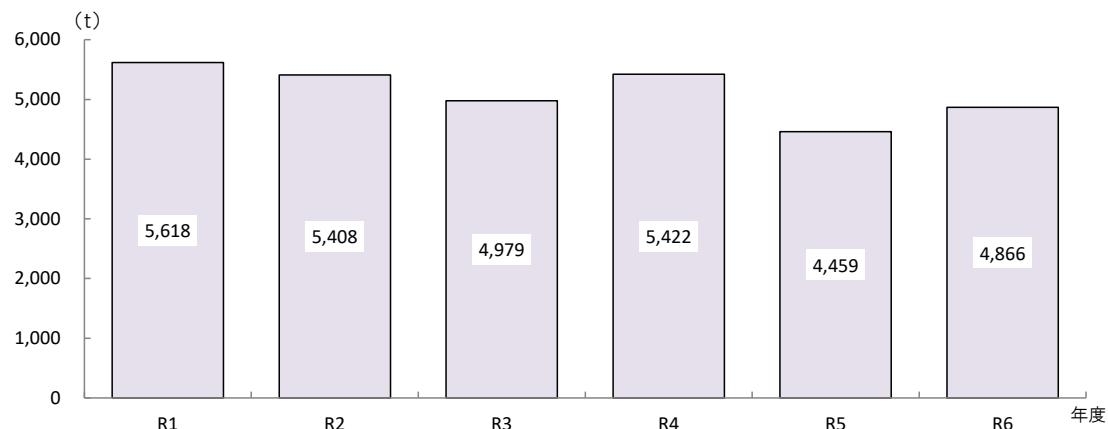


図3-2-16 最終処分量の推移

表3-2-20 搬入される残渣等の排出元内訳

(単位:t)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却灰	4,233	3,937	3,662	4,049	3,274	3,554
破碎残渣	1,233	1,390	1,215	1,281	1,081	1,221
ゲン丸館・リサイクルセンター残渣	14	10	8	6	5	6
直接埋立	138	71	94	86	99	85
合計	5,618	5,408	4,979	5,422	4,459	4,866

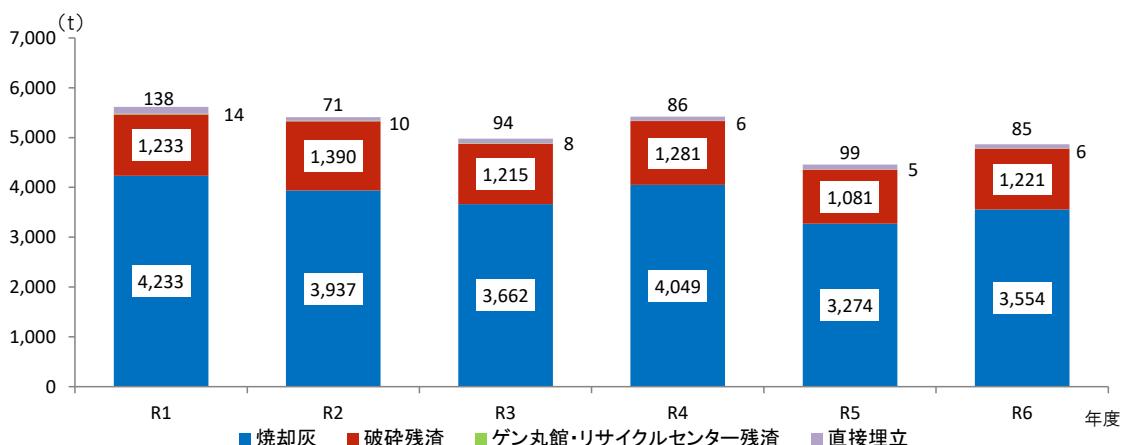
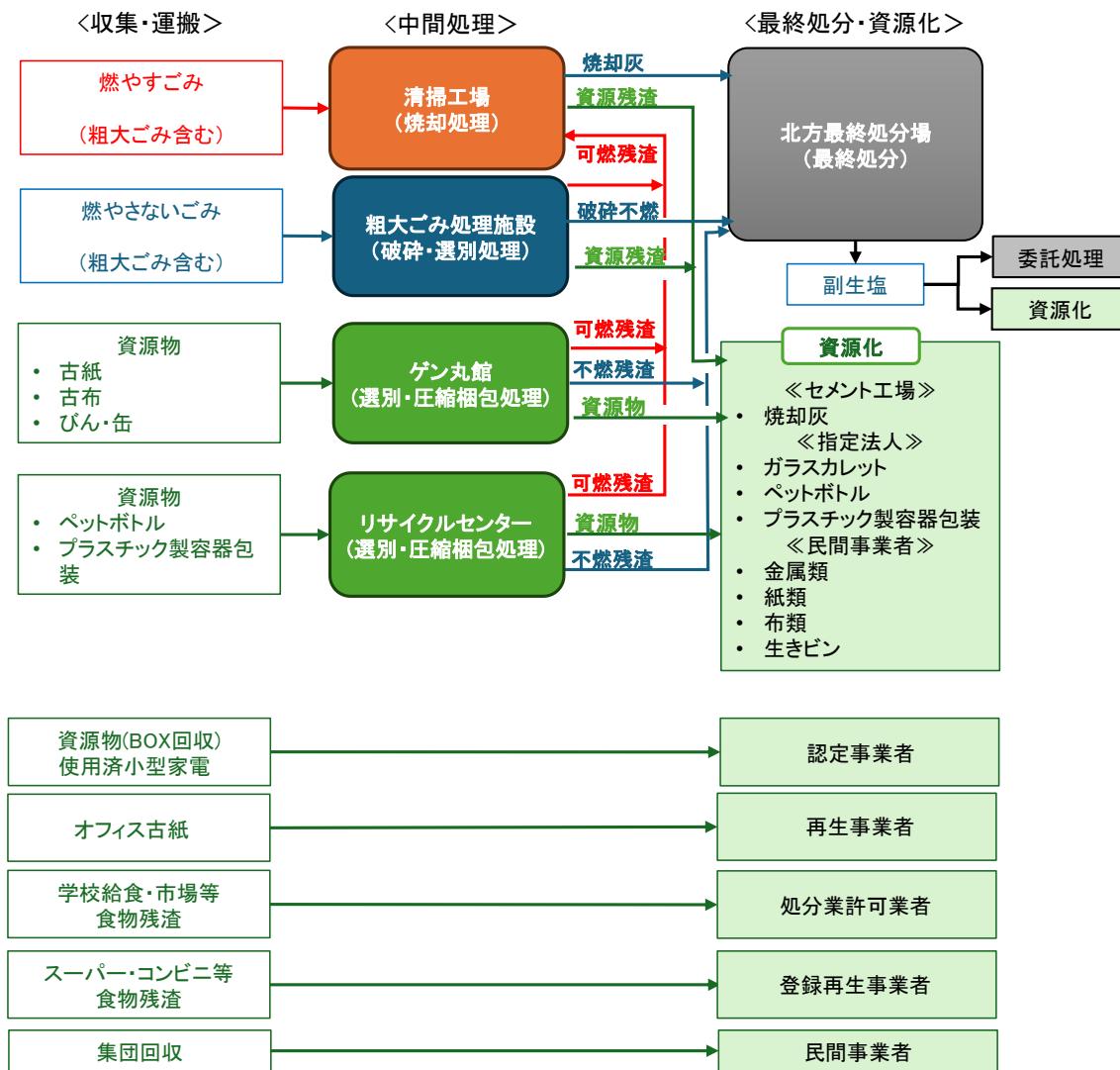


図3-2-17 最終処分内訳の推移

## 10 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れを図 3-2-18 に示します。



## 11 ごみ減量化の取組

### 1) 集団回収事業

集団回収事業の実績を表3-2-21に示します。

昭和56年4月から、ごみの排出を抑制し、資源の有効利用を推進するために、古紙類、ペットボトル等を回収する団体に対して、奨励金を交付し活動の支援を行っています。

表3-2-21 集団回収事業の実績

年度	古紙類 (t)	繊維類 (t)	金属類 (t)	びん類 (t)	ケース類 (t)	ペットボトル (t)	補助金額 (円)
R4	287	0	41	6(8,807本)	1(32個)	44	1,804,400
R5	236	0	38	6(8,044本)	1(39個)	41	1,599,200
R6	189	0	33	4(6,218本)	1(9個)	38	1,382,500

### 2) 生ごみ処理機等購入費補助事業

家庭用生ごみ処理機等の補助実績を表3-2-22に示します。

平成4年9月から、家庭から廃棄される生ごみの減量化、資源化の推進を図ることを目的として、家庭用の生ごみ処理機等を購入した市民に対して費用の一部を助成しています。

(令和5年度から補助額変更)

購入補助額 ◇コンポスト：購入額1万円以下 全額補助

購入額1万円超 1万円+ (購入額-1万円) × 3/4  
(上限額 20,000円)

◇電動処理機：購入額×1/2 (上限額 30,000円)

表3-2-22 家庭用生ごみ処理機等の補助実績

年度	補助台数(基)	補助金額(円)
R4	65	908,500
R5	109	1,707,850
R6	159	2,549,677

また、令和5年4月から生ごみ処理機等で堆肥を作っても使いきれない市民を対象に、クリーンセンターで完熟堆肥の受入れを行っています。2kg以上の堆肥の持込みをされた方には「のべおかC O I N」の付与も行っています。

### 3) オフィス町内会事業

オフィス町内会による古紙回収実績を表3-2-23に示します。

平成7年8月から、企業、官公庁等の事業所から排出される使用済みOA古紙を回収し資源化（トイレットペーパー「おかえりなさい」に再生）しています。

表3-2-23 オフィス町内会による古紙回収実績

(単位: kg)

年度	R4	R5	R6
回収量	7,720	7,260	8,590

### 4) 事業系生ごみの堆肥化事業

事業系生ごみの堆肥化実績を表3-2-24に示します。

小・中学校の給食残渣や魚市場等から排出される魚腸骨等を回収し、延岡地区有機肥料センターで堆肥化しています。

表3-2-24 事業系生ごみの堆肥化実績

(単位: t)

年度	R4	R5	R6
処理量	786	729	850

### 5) 使用済小型電子機器等回収事業

使用済小型電子機器等回収実績を表3-2-25に示します。

平成25年4月から「小型家電リサイクル法」が施行されたことにより、本市でも有益な希少金属の資源循環と粗大ごみ処理施設、清掃工場、最終処分場への負荷低減を目的として、平成26年10月から使用済小型電子機器等の回収事業を開始しました。公共機関や商業施設に設置した回収ボックスで回収する使用済小型電子機器等を認定事業者に引渡して資源化しています。

表3-2-25 使用済小型電子機器等回収実績

(単位: kg)

年度	R4	R5	R6
回収量	1,108	1,749	2,170

#### 6) 食品リサイクル事業

食品残渣の飼料化実績を表3-2-26に示します。

国の認定を受けた民間事業者の取組として、市内スーパー・コンビニエンスストア等から排出される食品残渣の飼料化を実施しています。

表3-2-26 食品残渣の飼料化実績

(単位:t)

年度	R4	R5	R6
処理量	172	149	134

### 12 啓発事業

#### 1) 地区別ごみカレンダー等の配布

地区別ごみカレンダーや延岡市ごみだしルールブック、チラシ等を配布し、ごみの発生抑制・分別・資源化のための啓発を行っています。

#### 2) その他の広報等

広報のべおかや市のホームページ、ケーブルメディアワイワイ、FMのべおか、延岡市公式LINE掲載の「ごみの情報」・「家庭ごみ分別検索機能」を活用し、ごみの排出抑制やリサイクルの推進等、ごみ問題への関心を高めるための情報提供を行っています。また、各家庭でできるごみ減量方策として、延岡市ごみ減量十ヶ条を設定し、市民への周知を図っています。

#### 《延岡市ごみ減量十ヶ条》

- ① 使い捨て商品は、なるべく買わない。
- ② 過剰包装は断る。
- ③ 買い物のときは、買い物袋を持参する。
- ④ 詰め替え商品を利用する。
- ⑤ 食品は買いすぎず、作りすぎず、残さないようにする。
- ⑥ 利用できるけど使用しないものは、人に譲るかフリーマーケットなどへ出し再利用してもらう。
- ⑦ 使えるものは最後まで使う。
- ⑧ リサイクル商品を進んで購入する。
- ⑨ 直せる家電製品などは直して使う。
- ⑩ きちんと分別し、資源物回収に協力する。

#### 3) クリーンステーション指導員講習会

クリーンステーション指導員を対象に講習会を行い、クリーンステーション指導員制度の充実を図り、地域住民とのさらなる協力体制の構築を推進しています。

#### 4) ごみ問題等の説明会

自治会・女性団体・事業所等の各種会合や市役所の出前講座等を活用し、ごみ問題や分別に関する啓発を行っています。

#### 5) イベントの開催と参加

ごみ減量・リサイクル推進ポスター展の開催や、アースデイ、学園祭等の各種イベントへの参加を通して、市民にごみに関する情報を発信しています。

#### 6) 子ども向けリサイクル体験活動

市内小学校の中学生年から高学年を対象に、夏休みを利用した分別体験や施設見学等ができる子ども向けのリサイクル体験活動を開催しています。

#### 7) 子ども向け環境学習会

市内小学生を対象に環境学習会を実施し、ごみの分別や環境問題等に関する意識啓発を図っています。

#### 8) 施設見学会

小学校の児童による社会科授業の一環として清掃工場やゲン丸館の施設見学会を実施しています。また、女性団体・高齢者クラブ・周辺市町村等の住民に対して見学会等を実施しています。

#### 9) 各種団体との連携

ごみ減量化対策懇話会をはじめとした市民団体等と連携し、ごみ発生抑制、分別、資源化等に関する調査、啓発を行っています。

#### 10) 延岡市ごみ減量功労者表彰

ごみ減量に関して特に顕著な功績があった個人、団体を表彰しています。令和4年度から、新たに、ごみ減量優良事業者の表彰を開始しました。

令和4年度から令和6年度のごみ減量功労者表彰実績について表3-2-27に示します。

表3-2-27 ごみ減量功労者表彰実績

年度	R4	R5	R6
個人・団体	1団体	2団体	0団体
事業者	1事業者	2事業者	2事業者

#### 11) 広報車・塵芥収集車を活用した啓発

広報車による啓発を行うとともに塵芥収集車の外側面を活用して、ごみ問題に対する啓発を行っています。



塵芥収集車

#### 12) 市内商業施設等での啓発

市内商業施設等で、チラシの配布やパネル展等を実施し、ごみの分別や環境問題等について啓発を行っています。

## 13) 新たな普及啓発ツールの導入

啓発活動については、これまでの活動に加え、新たな普及啓発のツールとして以下の4つを導入しています。

- ① 延岡市公式LINE掲載の「ごみの情報」、「家庭ごみ分別検索機能」
- ② 多言語化対応QRコード付違反ごみシール
- ③ 災害廃棄物ハンドブック（市ホームページ掲載）
- ④ エコクッキングガイドブック（市ホームページ掲載）

# ごみの情報

**●家庭ごみ収集日の定期配信**

「ごみの種類」・「お住まいの地区別ごみカレンダー番号」・「配信時間」を設定すると、【今日は、「燃やすごみ」の収集日です【延岡①】】といった通知が、収集日の前日夜8時か当日朝6時(選択可)に届きます。

**●地区別ごみカレンダー**

地区別ごみカレンダーを閲覧することができます。

**●延岡市ごみだしルールブック**

延岡市ごみだしルールブックを閲覧することができます。

**●家庭ごみ分別検索機能**

延岡市公式LINEアカウントのトーク画面に「出したいごみ」をメッセージ送信すると、「分別方法」や「出し方」などの情報が返信されます。

簡単に、ごみの**分別**や**収集日**が分かります!

延岡市公式LINEアカウントのトーク画面

延岡市公式LINE掲載の「ごみの情報」、「家庭ごみ分別検索機能」

保存版

## 災害廃棄物 ハンドブック

目次

1. 災害廃棄物について ..... P1  
 2. 災害前に発生するごみとその出し方 ..... P2  
 3. 災害廃棄物の適切な置き場 ..... P4  
 4. なぜ災害時に分別が必要なの? ..... P7  
 5. どんなことをきっかけにいいの? ..... P8  
 6. 災害廃棄物を減らすための取り組み ..... P9

延岡市  
令和5年3月

災害廃棄物ハンドブック

保存版

## 私たちにできる食のSDGs

### エコクッキングって なあに?

目次

1. エコクッキングとは ..... P1  
 2. エコクッキングでSDGs ..... P1  
 3. エコクッキングのポイント ..... P1  
 4. エコクッキングにつながる取り組み ..... P4  
 5. エコクッキングレシピ ..... P7

延岡市  
令和5年4月

エコクッキングガイドブック

### 13 食品ロス削減推進計画に関する事項

食品ロスとは、本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品のことで、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に、そして大量に発生しています。

この食品ロスの問題については、平成27年9月に採択されたSDGsのターゲットの一つとして、令和12年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれており、国際的な課題として捉えられています。

#### 1) 国の取組

我が国においては、令和元年10月に、国・地方公共団体・事業者・消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスを削減するため、「食品ロス削減推進法」が施行されました。これに基づき、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組が推進されています。

なお、「食品ロス削減推進法」において、都道府県は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を、市町村は、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。

表3-1-4 (P.14参照)

#### 2) 県の取組

宮崎県では、令和3年3月に「第四次宮崎県環境基本計画」(令和5年3月一部改定)に盛り込む個別計画として「宮崎県食品ロス削減推進計画」を策定し、①食品ロスの実態調査及び調査・研究の推進、②食品ロスに関する教育及び学習の振興、普及啓発等、③食品関連事業者等の取組に対する支援、④食品ロス削減に関する情報の収集及び提供、⑤未利用食品を提供するための活動の支援等に取り組んでいます。

表3-1-5 (P.15参照)

#### 3) 食品ロスの現状と課題

##### ① 食品ロスの発生量

全国の食品ロス量の推計結果を表3-2-28に示します。

令和5年度の日本国内における食品ロス発生量は、約464万t(家庭系食品ロス量が233万t、事業系食品ロス量が231万t)と推計されています。

表 3-2-28 全国の食品ロス量の推計結果

(単位: 万 t)

	食品ロス発生量合計	うち家庭系	うち事業系
R3	523	244	279
R4	472	236	236
R5	464	233	231

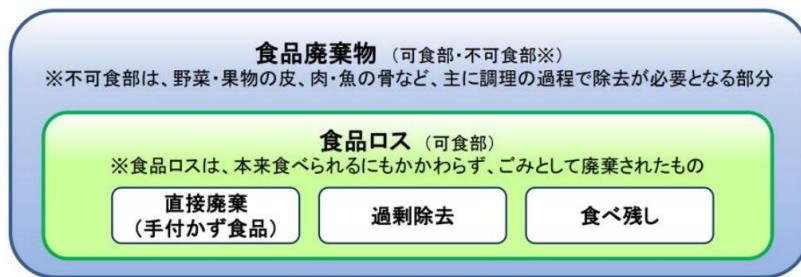
また、宮崎県における食品ロス発生量は、平成 28 年度に実施された家庭系可燃ごみの組成調査により約 3.1 万 t と推計されています。

## ② 本市における食品ロスの発生状況

食品廃棄物と食品ロスの関係について図 3-2-19 に示します。

本市では、家庭から排出される食品ロスの発生状況を把握するために、令和 5 年度から家庭から出る燃やすごみの組成調査を行っています。令和 6 年度の組成調査によると、家庭から出る燃やすごみの約 28% を生ごみ（食品廃棄物）が占めており、そのうち直接廃棄（手付かず食品）<sup>※1</sup> が約 27%、過剰除去<sup>※2</sup> が約 4%、食べ残し<sup>※3</sup> が約 15% 含まれていました。

これは、家庭から出る生ごみの中に、本来は食べられるのに捨てられてしまった食べ物（食品ロス）が約 46% 含まれていたことになります。また、家庭から出る燃やすごみ全体で見ると食品ロスが約 13% 含まれていたことになります。



出典：環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和 6 年 10 月版）」

図 3-2-19 食品廃棄物と食品ロスの関係（家庭系食品ロス）

※1 直接廃棄（手付かず食品）：賞味期限切れ等により料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。

※2 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分。（例えば、厚くむき過ぎた野菜の皮など）

※3 食べ残し：食卓にのぼった食品のうち、食べ切らずに廃棄されたもの。

### ③ 市民意識調査

食品ロスに関する本市のアンケート調査実施状況を表3-2-29に示します。

本市が令和6年度に実施した市民アンケートにおいて食品ロス問題を「認知して削減に取り組んでいる」と回答した市民は約78%でした。

また、アンケート結果から、以下の取組については、市民の認知度が低いことが考えられます。

- ・エコクッキング
- ・30・10運動
- ・3切り運動
- ・てまえどり

表3-2-29 食品ロスに関する本市のアンケート調査実施状況

実施状況
ア. 郵送・オンラインアンケート
イ. 啓発会場アンケート（大型商業施設、出前講座、大学、パネル展）
ウ. 食べきり協力店・のべおかC O I N加盟店アンケート

### 4) 食品ロス削減に向けた取組

食品ロス削減のためには、行政、事業者、消費者（市民）がそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

食品ロス削減の取組については、「第3章 第4節 施策の取組」の中で、重点施策として、下記に示す方策に取り組むこととしており、これらの取組が国や県の目標達成に結びつくことを認識して、取組を推進します。

**基本施策1 行政における方策：**取組1 教育・啓発活動の充実（P.62参照）  
取組6 生ごみの減量化・資源化の推進（P.67参照）

**基本施策2 市民における方策：**取組3 生ごみの削減（P.72参照）

**基本施策3 事業者における方策：**取組5 食品ロスの削減（P.73参照）

## 14 目標値の達成状況

### 1) 前期計画における達成目標

前期計画における達成目標を表3-2-30に示します。

令和3年3月に策定した前期計画では、ごみ減量化目標として「市民1人1日あたりのごみ排出量」、資源化目標として「リサイクル率」について、数値目標を設定しました。

表3-2-30 前期計画における達成目標

	基準年度 R1	中間目標 R7	最終目標 R12
《ごみ減量化目標》 市民1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)	1,060	1,008	964 (9%減)
《資源化目標》 リサイクル率 (%)	12.3	13.3	13.9 (1.6 ポイント向上)

### 2) 前期計画における目標値と実績値との比較状況

前期計画における目標値と実績値との比較状況を表3-2-31に示します。

ごみ減量化目標は、市民や事業者によるごみ減量化への取組により、令和7年度中間目標「市民1人1日あたりのごみ排出量1,008g/人・日」に対して、令和6年度実績値は990g/人・日と着実に排出量が減少しています。

一方、資源化目標は、令和7年度中間目標値「リサイクル率13.3%」に対して、令和5年度及び令和6年度実績値はいずれも12.5%です。リサイクル率が上昇していない主な要因としては、新聞・雑誌類の電子媒体化や、びん・缶類の軽量化等の影響があると考えられます。また、自治会や子ども会等による集団回収についても、高齢化や少子化に伴う活動の縮小等の影響のため、減少傾向にあることが挙げられます。さらに近年、店頭回収や無人回収ボックスの設置等、本市で把握できていないルートにより資源化がなされていることが挙げられます。

表3-2-31 前期計画における目標値と実績値との比較状況

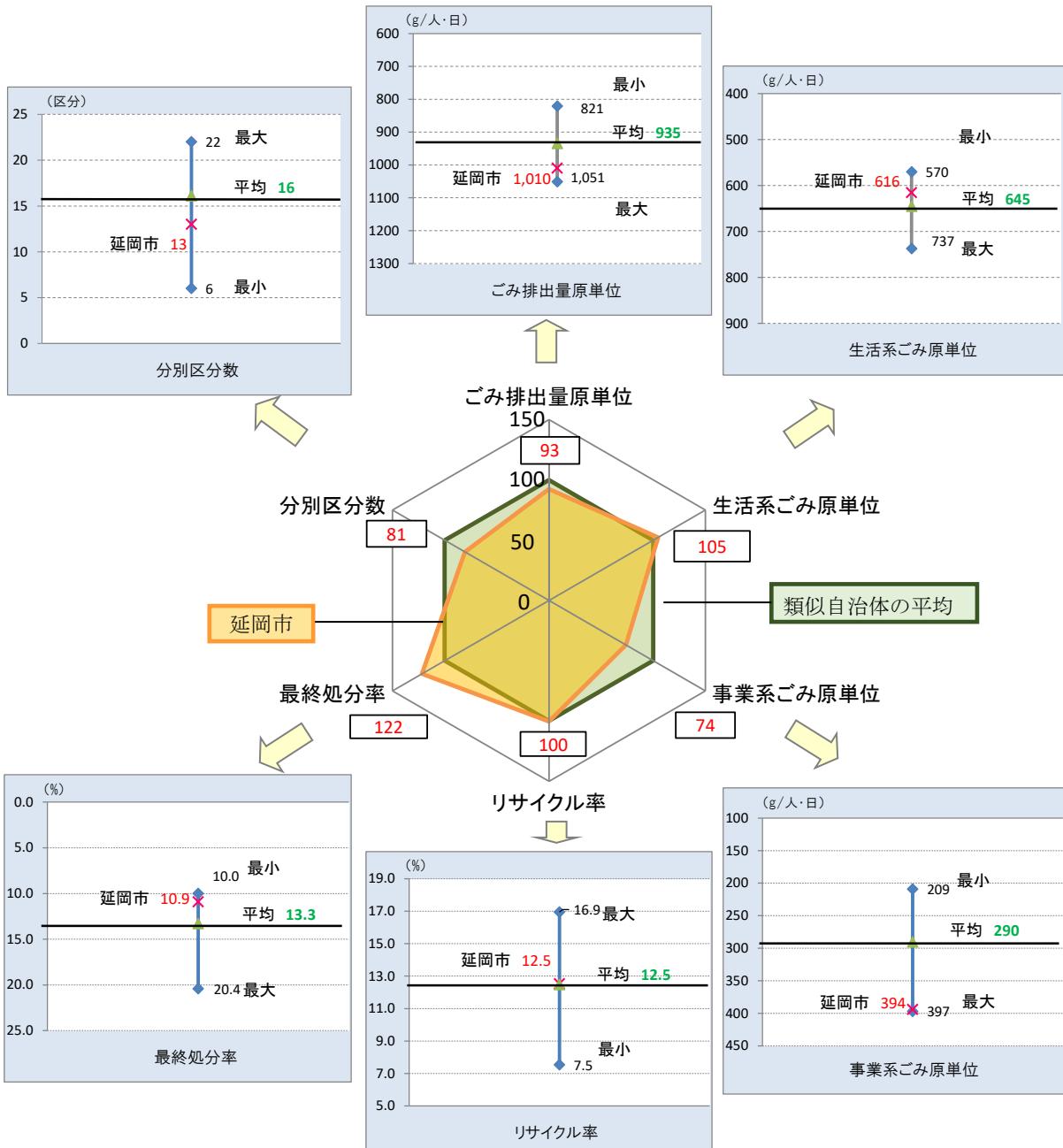
	実績値 R6	中間目標 R7	最終目標 R12	比較結果
《ごみ減量化目標》 市民1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)	990	1,008	964	最終目標に対し26g/人・日多い
《資源化目標》 リサイクル率 (%)	12.5	13.3	13.9	最終目標に対し1.4 ポイント少ない

## 15 類似自治体との比較検討

### 1) 類似自治体との比較

ごみ処理状況についての類似自治体<sup>※1</sup>との比較を図3-2-20、表3-2-32(その1、その2)に示します。本データは環境省令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査に基づきます。

なお、原単位算出は1年を365日として算出し、平均値算出は延岡市を含む類似自治体としています。



\* レーダーチャートについては、平均の外側に広がるほど良好な水準にあることを示しています。

図3-2-20 類似自治体との比較（令和5年度）

※1 類似自治体: 前期計画における類似自治体を基に抽出。ただし、焼却処理に溶融炉を使用している、あるいは焼却残渣の溶融処理(灰溶融処理)を実施している自治体や最終処分の条件の異なる自治体は除く

表 3-2-32 類似自治体との比較表（その1）

団体名	人口 (人)	ごみ排出量原単位			ごみ排出量		
		生活系ごみ (g/人・日)	事業系ごみ (g/人・日)	合計 (g/人・日)	生活系ごみ (t/年)	事業系ごみ (t/年)	合計 (t/年)
延岡市	116,153	616	394	1,010	26,098	16,708	42,806
北見市	112,041	707	244	951	28,923	9,970	38,893
一関市	107,930	612	209	821	24,109	8,240	32,349
奥州市	110,148	570	297	867	22,932	11,922	34,854
大崎市	124,138	666	249	915	30,159	11,295	41,454
鶴岡市	119,029	671	220	891	29,143	9,540	38,683
会津若松市	112,882	737	311	1,048	30,380	12,825	43,205
尾道市	128,757	654	397	1,051	30,747	18,654	49,401
西条市	104,695	609	283	892	23,267	10,811	34,078
唐津市	114,875	603	299	902	25,266	12,549	37,815
類似自治体平均	-	645	290	935	-	-	-

※ 類似自治体：前期計画における類似自治体を基に抽出。ただし、焼却処理に溶融炉を使用している、あるいは焼却

残渣の溶融処理(灰溶融処理)を実施している自治体や最終処分の条件の異なる自治体は除く

※ ごみ量などのデータについては、環境省 R5 年度一般廃棄物処理事業実態調査より(一部端数処理)

※ ここでの人口は、外国人を含む。

表 3-2-32 類似自治体との比較表（その2）

団体名	資源化量、最終処分量				分別数	
	資源化量 (t/年)	最終処分量 (t/年)	比率			
			リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)		
延岡市	5,365	4,668	12.5%	10.9%	13	
北見市	6,589	6,007	16.9%	15.4%	16	
一関市	5,362	3,419	16.6%	10.6%	12	
奥州市	3,114	4,720	8.9%	13.5%	20	
大崎市	3,126	5,468	7.5%	13.2%	20	
鶴岡市	4,466	4,373	11.5%	11.3%	6	
会津若松市	5,595	5,463	12.9%	12.6%	15	
尾道市	6,297	7,319	12.7%	14.8%	22	
西条市	2,970	6,954	8.7%	20.4%	15	
唐津市	6,222	3,777	16.4%	10.0%	19	
類似自治体平均	-	-	12.5%	13.3%	16	

※ 類似自治体：前期計画における類似自治体を基に抽出。ただし、焼却処理に溶融炉を使用している、あるいは焼却

残渣の溶融処理(灰溶融処理)を実施している自治体や最終処分の条件の異なる自治体は除く

※ ごみ量などのデータについては、環境省 R5 年度一般廃棄物処理事業実態調査より(一部端数処理)

※ ここでの人口は、外国人を含む。

#### 2) 比較による主な相違点

##### ① ごみ排出量原単位※1

本市のごみ排出量原単位は、1,010g/人・日となっており、延岡市を含む類似自治体の平均値935g/人・日よりも75g/人・日上回っています。

##### ② 生活系ごみ原単位※2

本市の生活系ごみ原単位は、616g/人・日となっており、延岡市を含む類似自治体の平均値645g/人・日よりも29g/人・日下回っています。

##### ③ 事業系ごみ原単位※3

本市の事業系ごみ原単位は、394g/人・日となっており、延岡市を含む類似自治体の平均値290g/人・日よりも104g/人・日上回っています。

##### ④ リサイクル率※4

本市のリサイクル率は、12.5%となっており、延岡市を含む類似自治体の平均値12.5%に対し同程度となっています。

##### ⑤ 最終処分率※5

本市の最終処分率は、10.9%となっており、延岡市を含む類似自治体の平均値13.3%よりも2.4ポイント下回っています。

##### ⑥ 分別区分数※6

本市の分別区分数は、13区分となっており、延岡市を含む類似自治体の平均値16区分よりも3区分少なくなっています。

※1 ごみ排出量原単位:一人一日あたりのごみ排出量[ごみ総排出量/総人口/365]

※2 生活系ごみ原単位:一人一日あたりの生活系ごみ排出量[生活系ごみ排出量/総人口/365]

※3 事業系ごみ原単位:ここでは、事業系ごみを総人口と年間日数で除して算出した値[事業系ごみ排出量/総人口/365]

※4 リサイクル率:ごみ総排出量に対する資源化総量の割合[資源化総量/ごみ総排出量×100]

※5 最終処分率:ごみ総排出量に対する最終処分量の割合[最終処分量/ごみ総排出量×100]

※6 分別区分数:一般廃棄物処理事業実態調査「ごみ分別数と処理処分の実施形態の状況(令和5年度実績)」を参照

延岡市では、市民の負担を考慮し、びん類等まとめて回収後、手作業で分別しているため、見かけ上の区分数は少なくなっています。

### 16 ごみ処理の課題及び今後の方向性

#### 1) 課題の整理

本市の現状や類似自治体との比較などを踏まえ、課題を整理します。

##### ① ごみの発生抑制・減量化

本市のごみ排出量は、前期計画のごみ減量化目標に対し着実に減少しています。しかし、事業系ごみの構成比については、国や県、類似自治体の平均と比べて高い状況にあります。また、事業系ごみの原単位についても、類似自治体の平均を上回っています。

本市では、循環型社会を形成するために、ごみの発生抑制、資源化に重点を置いた4Rの取組を推進していますが、まずは、ごみを発生させないための取組であるリフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再使用）が最も重要と考えます。

ごみの発生抑制・減量化を推進するためには、行政・事業者・市民の協働による取組が不可欠であり、市民及び事業者に対し、適切な啓発活動や情報提供、環境教育等を推進する必要があります。

##### ② 資源化（リサイクル）

本市の清掃施設に搬入される資源物は、年々減少しており、前期計画における資源化目標の達成は難しい状況ですが、リサイクル率は類似自治体の平均程度となっています。

資源化を推進している自治体では、分別区分や収集回数の拡充等に取り組んでいます。本市においても、地域における廃棄物処理の実情（資源化施設の状況等）や経費、適正処理の観点等を踏まえ、プラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）等の新たな分別品目や回収方法の検討をする必要があります。

また、ごみの組成分析の結果を見ると、燃やすごみの中に、多くの紙類、プラスチック類、繊維類が含まれ、さらに分別が不適正である金属類、ガラス陶器類も一定量混入されています。このことから、燃やすごみとして捨てられている紙類やプラスチック類に関する資源物と、不適正な分別である金属類等について、市民や事業者に対しさらなる分別の徹底を啓発する必要があります。

### ③ 収集・運搬

ごみの収集運搬は、ごみ処理行政において重要な住民との接点であり、住民へのサービスと収集運搬の効率性に常に配慮する必要があります。今後も、住民のごみ出しニーズを把握しながら、経済性・効率性を考慮し、民間事業者への委託を継続するとともに、資源化を推進するために、分別区分や収集回数等に変更が生じた場合でも柔軟、迅速に対応できるような体制整備の検討が必要です。

また、今後の高齢化社会等への対応も含めた収集方法として、ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な状況にある世帯を対象に、戸別にごみを収集する「延岡市家庭ごみふれあい収集」を行っています。引き続き、制度の活用を推進するため、周知を図る必要があります。

### ④ 中間処理

ごみ処理施設の安全で安定的な運転管理に努めるとともに、可能な限り資源を回収し、環境及び施設への負荷を軽減する必要があります。

安定的な処理を継続させていくために、強靭化を含め施設の長寿命化に関する取組を行うとともに、供用開始から約30年経過している「粗大ごみ処理施設」及び「ゲン丸館」については、これら2施設の機能を統合した新たな複合施設としての建替事業を行う必要があります。

また、資源物の処理に関しても、経済性・効率性を考慮しながら、民間事業者への処理委託を継続し、安定的な処理を継続させていくとともに、製品プラスチック等の新たな分別品目に対する処理方法などを検討する必要があります。

### ⑤ 最終処分

本市では、焼却灰や不燃残渣等の資源化（処理委託や売却）により、最終処分場の延命化に取り組んでいます。

今後も可能な限り残渣等を資源化するとともに、ごみの発生抑制・減量化、資源化を推進し、リサイクル率の向上や処分量の削減を図る必要があります。

### ⑥ その他

本市は、運転を休止した焼却施設やそれに付帯する施設、また、既に埋立てを終了している最終処分場を所有しており、旧北川町塵芥処理場やクリーンセンター旧管理棟、旧清掃工場の煙突などの施設については、計画的に解体を進める必要があります。また、他の施設についても、今後の在り方を検討する必要があります。

### 2) 今後の方向性

本市のごみ処理における課題や国際動向なども踏まえたうえで、今後の方向性として後期計画で重点的に取り組む方針等を示します。

#### ① ごみ減量化・資源化（4R）のさらなる推進

本市では、既に、ごみ処理有料化や資源物の分別収集といったごみの減量に大きな効果がある施策に取り組んでいます。

今後も、ごみの発生抑制や減量化を推進するために、市民・事業者の理解と協力に向けSNS等様々なツールを活用した啓発活動や情報提供等を実施します。また、建設予定の新たな複合施設では、環境教育やごみとして出されたものの再使用等について、検討を進めます。

#### ② 国際的な課題でもあるプラスチックごみへの対策

近年、使い捨てプラスチックごみによる海洋汚染等が世界的な問題となる中、国においてもプラスチックごみへの対策が環境政策上の課題となり、令和4年には「プラスチック資源循環促進法」が施行されています。

本市においても、市の取組が国際的な課題の解決に結びつくことを意識しながらプラスチックごみへの対策を図るため、現在分別収集している容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの分別収集の方法と資源化について、検討を進めます。

#### ③ 国際的な課題でもある食品ロス削減の推進

近年、まだ食べられる状態にある食品が廃棄される「食品ロス」が世界的な問題となる中、国においても食品ロスの削減が環境政策上の課題となり、令和元年には「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、食品ロスの削減を推進していく必要があります。

本市においても、市の取組が国際的な課題の解決に結びつくことを意識しながら、食品ロスの削減に向けた普及啓発活動を推進します。

#### ④ 事業系ごみのさらなる減量化・資源化と適正処理の推進

本市のごみの特徴として、依然、事業系ごみの占める割合が高いことが挙げられます。今後も、事業系ごみにおける排出者責任の定着を図るとともに、事業系ごみに対する取組を推進しながら、さらなる削減を図ります。

#### ⑤ 適正処理の観点等も踏まえた新たな分別品目の拡充

本市の清掃施設に搬入される資源物は年々減少傾向にありますが、リサイクル率は類似自治体の平均程度となっています。

収集や処理の工程で爆発や発火の恐れがある小型充電式電池（リチウムイオン電池等）については、民間事業者のさらなる活用により効率的な資源化処理を図ります。

また、製品プラスチックについては、新たな分別品目としての拡充を検討します。

#### ⑥ ごみ処理施設の老朽化への対策及び大規模災害の発生等に備えた強靭化

本市の清掃工場については、供用開始から約20年、粗大ごみ処理施設やゲン丸館は、供用開始から約30年が経過しています。また、今後、30年以内に高い確率で南海トラフ巨大地震が発生すると言われています。

ごみの安定的な処理を継続させていくため、清掃工場の施設の老朽化や大規模災害の発生に備えた強靭化等の対策を行うとともに、粗大ごみ処理施設とゲン丸館の複合施設としての建替事業を確実に進めます。

上記を踏まえて、ごみ処理基本計画を策定します。

## 第3節 基本方針等

### 1 基本方針

循環型社会の形成には、あらゆる場面で、行政、事業者、市民が連携してごみの減量化と資源化の推進に取り組んでいくとともに、適正なごみ処理が必要となります。そこで、本計画では、「行政・事業者・市民の協働によるごみの減量化、資源化の推進」と「環境に配慮したごみの適正処理」の2つの基本方針を掲げたうえで、国際目標であるSDGsの視点を踏まえて施策に取り組みます。

#### 基本方針1 行政・事業者・市民の協働によるごみの減量化、資源化の推進

ごみの減量化、資源化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任<sup>※1</sup>を踏まえた事業活動を行い、市はこうした市民・事業者の取組を促すための施策の実施に加え、資源の分別回収品目を増やすなど、三者の協働による4Rの取組を推進します。

#### 基本方針2 環境に配慮したごみの適正処理

ごみを効率的、効果的に分別回収するため、市民・事業者に分別の協力を求めるとともに、資源の分別回収品目の追加を行い、ごみの減量化、資源化を促進します。そのような取組により、施設への負荷の軽減を図りつつ、施設や設備の適切な点検・整備及び強靭化や複合施設の建設等を含めた更新計画により、ごみ処理能力の維持を図ります。

同時に施設の安全で安定的な運転管理に努め、資源物の回収、エネルギー活用<sup>※2</sup>を推進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備を図ります。

また、民間事業者への処理委託については、経済性・効率性を考慮し継続するとともに、処理体制の充実を図ります。

※1 拡大生産者責任:生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方

※2 エネルギー活用:ごみ焼却施設で発生する余熱利用(発電、蒸気)

基本方針を踏まえた、行政、事業者、市民の協働による取組のイメージ図を図3-3-1に示します。



図3-3-1 行政・事業者・市民の役割（イメージ図）

### 2 取組の体系

取組の体系を図3-3-2に示します。

※1 ゼロエミッション: ある産業の副産物や廃棄物を別の産業において有効利用することによりごみをリサイクルし埋立処分される量をゼロにすること

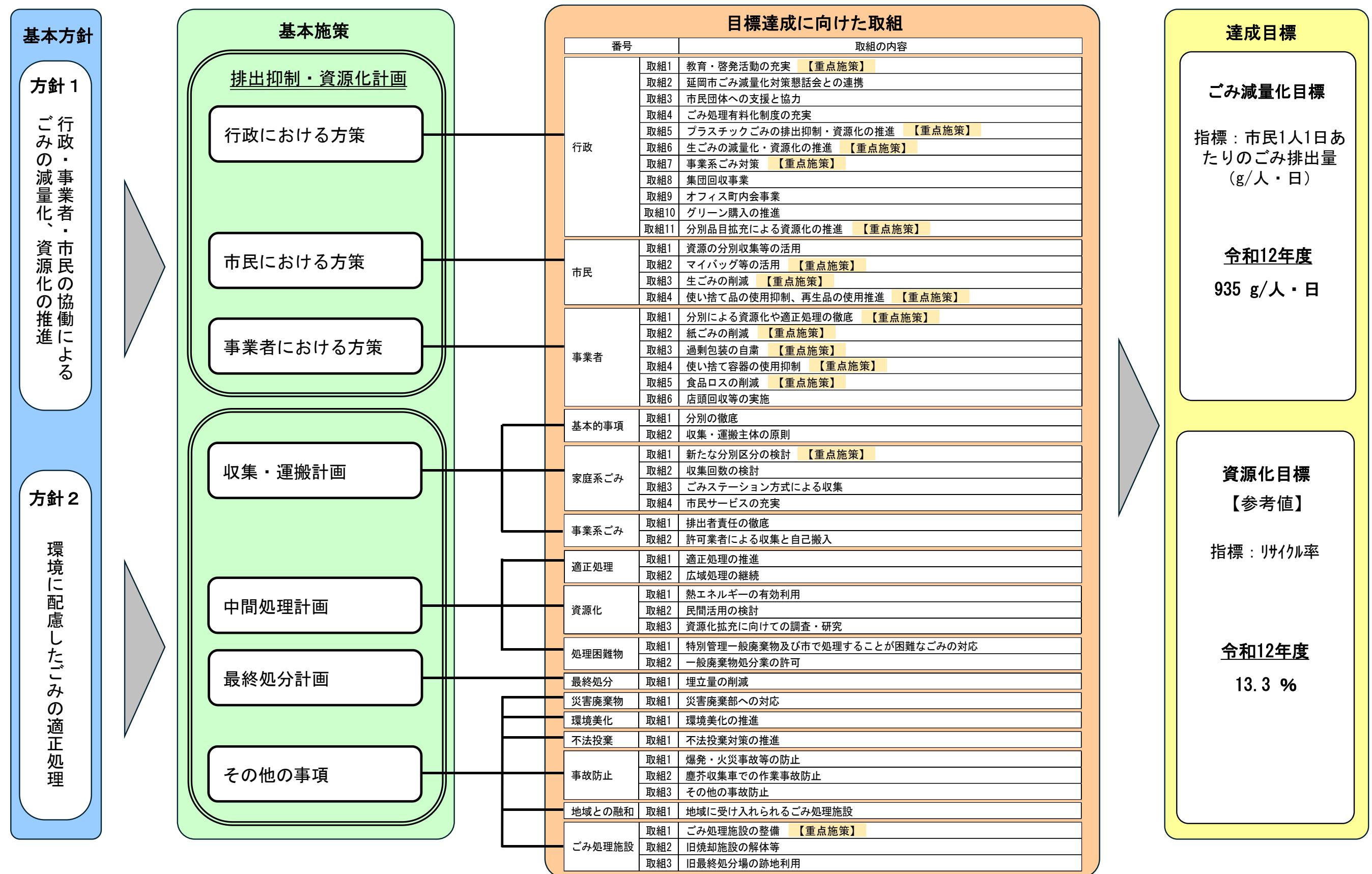


図 3-3-2 取組の体系

### 3 SDGsと延岡市一般廃棄物処理基本計画との関係について

SDGsの17の目標を図3-3-3に示します。

近年、地球規模で海洋プラスチック汚染をはじめとする様々な環境問題や気候変動等が深刻化する中、平成27年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための2030年までの国際的な共通目標として、17のゴール（目標）と169のターゲットで構成されるSDGs（持続可能な開発目標）が盛り込まれました。

このような国際動向の下、我が国では、SDGsを達成するための取組を踏まえ、平成30年に「環境基本計画」、「循環型社会形成推進基本計画」が改定されています。

本市としても、SDGsは国際社会が未来を共有する目標としてのみならず、地域の課題解決に直結するものであることから、本計画において、持続可能な社会づくりをさらに推進することでSDGsの実現に貢献していくこととします。SDGsの17の目標には、本計画の取組にも深く関連するものが含まれており、特に、目標12の「持続可能な生産消費形態を確保する（つくる責任、つかう責任）」の分野は、循環型社会の形成を目指す本計画と方向性が一致していることから、本計画の取組が国際的な課題の解決にも結び付くことを認識して、取組を進めていく必要があります。



図3-3-3 SDGsの17の目標

## ❖ SDGsの17の目標

ゴール1 (貧困)	: あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール2 (飢餓)	: 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール3 (健康な生活)	: あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール4 (教育)	: 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
ゴール5 (ジェンダー平等)	: ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
ゴール6 (水)	: 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール7 (エネルギー)	: 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール8 (雇用)	: 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
ゴール9 (インフラ)	: レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
ゴール10 (不平等の是正)	: 各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール11 (安全な都市)	: 包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール12 (持続可能な生産・消費)	: 持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール13 (気候変動)	: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール14 (海洋)	: 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
ゴール15 (生態系・森林)	: 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
ゴール16 (法の支配等)	: 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール17 (パートナーシップ)	: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 第4節 施策の取組

### 1 《基本方針1》行政・事業者・市民の協働によるごみ減量化・資源化の推進

基本方針1を達成するため、行政・事業者・市民はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。そのための基本施策を示します。

基本施策1 行政における方策

基本施策2 市民における方策

基本施策3 事業者における方策

#### 1) 基本施策1 行政における方策

##### 取組1 教育・啓発活動の充実 【重点施策】



###### ① 学校における環境学習

小学生等若年層に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がります。また、ごみについての取組を子どもの頃から行うことは、将来的なライフスタイルの変化にも繋がります。職員派遣による環境学習出前講座や清掃工場等の施設見学、施設整備にあわせた新たな環境学習の検討など、各種事業を継続・拡充して取り組みます。これにより、ごみの減量やごみと資源の正しい分別、リサイクルの大切さなどを学習する機会を提供し、ごみに関する環境学習を促進します。出前講座やそれに伴う教材資料の作成については、環境政策の流れを踏まえ、海洋プラスチック汚染や食品ロス問題を題材として取り上げるとともに、ごみ問題をより分かりやすく身近な問題として考えるきっかけとなるよう工夫します。その上で、学校側への積極的な活用を呼びかけ事業拡大を図るなど、取組を強化します。

###### ○環境学習出前講座、副読本等の配布

市内小学校の児童を対象に環境学習出前講座を実施し、ごみの分別や環境問題等への関心を高めます。

###### ○施設見学会

小学校の児童による社会科授業の一環として清掃工場等の施設見学を実施します。

### ○子ども向けリサイクル体験活動

夏休み期間を利用して、市内小学校の中学年から高学年を対象にリサイクル体験活動を実施します。資源物の分別体験やリサイクル施設の見学等を通じて、ごみの現状や問題についての理解を促し、分別やリサイクルへの関心を高めます。

### ○ごみ減量・リサイクル推進ポスター展

市内小学生・中学生を対象にごみの減量やリサイクルをテーマとした啓発用ポスターを募集し、循環型社会のあり方について考えるきっかけにするとともに、ごみの減量やリサイクルの普及促進を図ります。

## ② 情報提供と普及啓発

ごみの減量化、資源化の推進には、市民・事業者の理解と協力が不可欠であり、ごみに対する意識を高めることが必要です。広報やホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ、出前講座、市内商業施設での街頭キャンペーン、各種イベントなど多様な媒体や機会を活用し、市民・事業者に対し情報提供・啓発を行うことで、施策を広く浸透させます。特に、海洋プラスチック汚染や食品ロス問題への方策でもある「3マイ運動」、「3切り運動」、「30・10運動」、「てまえどり」等については、あらゆる場面で普及啓発を行い幅広い定着を図ります。

### ○延岡市ごみ減量十ヶ条の周知

### ○ガイドブック等の配布

- ・延岡市ごみだしルールブック
- ・地区別ごみカレンダー
- ・事業者向け適正処理ガイドブック
- ・カラス対策ガイドブック
- ・災害廃棄物ハンドブック
- ・エコクリッキングガイドブック
- ・外国人向けルールブック及び分別説明会

### ○出前講座、分別説明会の実施（市民、団体、事業者）

### ○環境学習出前講座の実施（小中学生向け）

### ○転入手続きの機会に合わせた情報提供

### ○各種イベントを活用した啓発

### ○市内商業施設での啓発活動

### ○広報車・塵芥収集車を活用した啓発

### ○外国人向けQRコード付違反ごみシールによる啓発

### ○延岡市公式LINEの活用（「ごみの情報」や「家庭ごみ分別検索機能」）

### ○市ホームページの活用

### ○SDGsポータルサイトの活用

### ③ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

集合住宅に関しては、各集合住宅での廃棄物管理等が望ましい場合もあることから、集合住宅の管理者、経営者に対し、ごみの発生抑制や適切な分別等の取組について協力を求めます。そのうえで、地域コミュニティにおける人と人との結びつきを強め、単身者や外国人も含めた地域活動や排出ルールの遵守を促進します。

- 地区担当職員による地区訪問やごみステーション維持管理補助金交付申請の受付に係る活動報告を通じての情報収集、クリーンステーション指導員講習会等を通じての情報提供
- 集合住宅の管理者・経営者に対する指導、協力要請等
- 地区担当職員による地域コミュニティとの連携や調整

#### 取組2 延岡市ごみ減量化対策懇話会との連携



ごみの減量化、資源の有効活用等を推進するため、市民や事業者等で構成する延岡市ごみ減量化対策懇話会（以下「懇話会」という。）を継続します。今後も、懇話会と連携し、ごみ減量化、資源の有効活用等を推進するための施策について研究、懇談を行い、懇話会からの提言や助言を尊重し各種施策を展開することにより、行政、事業者、市民の協働体制の構築を推進します。

#### 取組3 市民団体への支援と協力



ごみの減量化に取り組む各種市民団体等との支援協力体制の構築を図ります。

#### 取組4 ごみ処理有料化制度の充実



ごみ処理有料化制度の目的や効果としては、費用負担を軽減するための排出抑制や分別の促進、排出量に応じた費用負担による公平性の確保、市民や事業者の意識改革といったものが挙げられます。

今後もごみ処理有料化を継続するとともに、有料化導入による減量化・資源化効果の検証及び、効果の継続性などに関する調査・研究を行い、他地域の事例や周辺自治体の動向を踏まえた上で、状況に応じた制度の充実や見直しを行います。

### 取組5 プラスチックごみの排出抑制・資源化の推進 【重点施策】



近年、使い捨てプラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となり、SDGsでもターゲットの1つとして設定されています。

また、国においても、「第五次循環型社会形成推進計画」と「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の2つを主軸に問題解決に向けた対策が進められています。

本市においても、市の取組が国際的な課題の解決に結び付くことを意識しながら、「3マイ運動」や「プラスチック製容器包装類の分別徹底」等の普及啓発などに積極的に取り組むとともに、製品プラスチックの分別収集などの新たな方策等についての調査・研究及び検討を進めるなど取組の強化に努め、プラスチックごみ排出抑制・資源化の推進を図ります。

#### ① 3マイ運動

3マイ運動（マイバッグ、マイボトル、マイ箸の利用）を推進し、レジ袋をはじめとする使い捨て容器包装の排出抑制を図ります。

特に、マイバッグの活用については、2020年7月から国の制度によりレジ袋の有料化が義務付けられていることから、普及促進を継続し、プラスチックごみの削減を推進します。

#### ② プラスチック製容器包装類の分別徹底

プラスチック製容器包装類は、資源物の中でも、分別を間違えやすく、違反ごみとしての排出や燃やすごみとしての排出が目立つため、正しい分別方法について、重点的に普及啓発に取り組み、プラスチックごみのさらなる資源化を推進します。

#### ③ ポイ捨てを減らすための呼びかけ

ポイ捨てによるごみの流出は海洋プラスチック汚染にもつながることから、様々な媒体や機会を活用し、積極的に、ポイ捨ての禁止を呼びかけ、海洋汚染の防止をはじめとする環境保全やプラスチックごみリサイクルのさらなる推進を図ります。

#### ④ プラスチック製品の分別収集及びリサイクルについての検討

国が「プラスチック資源循環戦略」に基づく具体策の一つとして導入の方針を示しているプラスチックごみの一括回収について、実施に向けた検討を行います。

### 取組6 生ごみの減量化・資源化の推進（食品ロスの削減、 食品廃棄物の発生抑制・減量化及び再生利用の促進） 【重点施策】



近年、世界では、貧困や紛争により飢餓に苦しむ国や地域がある一方、まだ食べられる状態にある食品が廃棄される「食品ロス」が問題となっており、SDGsでもターゲットの1つとして「2030年までに、一人当たりの食料廃棄を半減させる」が掲げられています。

また、国においても、「食品ロス削減推進法」や「食品リサイクル法」のもと、食品ロスの削減や、食品廃棄物の発生抑制・減量化、食品循環資源としての再生利用を促進する取組が進められています。

本市においても、市の取組が国際的な課題の解決に結び付くことを意識しながら「3切り運動」や「30・10運動」、「てまえどり」、「生ごみの堆肥化」等の普及啓発、県と連携した啓発活動等に積極的に取り組み、生ごみの減量・資源化の推進を図ります。

#### ① 3切り運動

生ごみは、燃やすごみのうち大きな割合を占めています。3切り運動（水切り、食べ切り、使い切り）を推進することにより、食品ロスを削減し、ごみの減量化を図ります。

#### ② 水切りの工夫

生ごみには、多くの水分（約80%）が含まれていることから、水切りを徹底することで、ごみの減量に大きな効果が期待できます。より効果的な水切り方法の普及啓発とあわせ、啓発グッズとして水切りネットを配布することにより、水切りの定着を図り、さらなる生ごみの減量化を推進します。

#### ③ エコクッキングの推進

地域の婦人会等との連携を図りつつ、野菜の皮や芯、残り物を利用した料理などのレシピをホームページ等で紹介し、食品ロスの削減を推進します。

#### ④ 30・10運動

市民や宴会が可能な飲食店等に協力を呼びかけ、30・10運動（宴会が始まった後の30分間と、お開き前の10分間は、料理を食べることに集中する）の普及を促進します。

#### ⑤ てまえどりの普及

「てまえどり」とは、棚の手前にある賞味消費期限が近い商品から購入する取組です。

「てまえどり」の啓発を行い、実践を促すことで、直接廃棄される食品ロスの削減を推進します。

### ⑥ 生ごみの堆肥化

生ごみ処理容器等の利用促進や延岡地区有機肥料センターにおける生ごみの堆肥化等により、生ごみの資源化を推進します。

- 生ごみ処理機等購入費補助制度の周知
- 民間の団体と連携したダンボールコンポスト講習会等の実施
- 生ごみ堆肥受入事業（のべおかC O I N付与）の活用
- 延岡地区有機肥料センターと連携した市内小・中学校等の給食残渣や魚市場等から排出される魚腸骨の堆肥化
- 食品リサイクルについて国の認定を受けた民間事業者等の活用についての調査・研究

### ⑦ 県と連携した食品ロス削減の推進

県が主催する「みやざき食べきり宣言プロジェクト」に本市も協力し、食品ロスの削減を推進します。

### ⑧ 関係部局と連携した食品ロス削減の推進

食品ロス削減につながる取組については「子ども食堂」等がありますが、消費、産業振興、環境、保健福祉等、様々な分野にまたがることから、関係部局で連携を図りながらそれぞれの役割を果たすことにより、食品ロスの削減を推進します。

### ⑨ 延岡市ごみ減量功労者表彰制度における表彰の活用

食品ロス削減を推進するさらなる取組として、既存の表彰制度である「延岡市ごみ減量功労者表彰」制度において、食品ロス・食品廃棄物の削減に積極的に取り組む個人・団体や事業者を含めた表彰について検討します。

### 取組7 事業系ごみ対策 【重点施策】



#### ① 事業系ごみにおける排出者責任の定着及び減量化・資源化の推進

事業系ごみの適正処理ガイドブックや啓発用チラシの配布、事業者向けの分別説明会や出前講座等を通じて、事業系ごみにおける排出者責任の定着を図るとともに、さらなる減量化・資源化を推進します。

#### ② 事業系紙ごみの減量化・資源化の推進

まずは、市が率先して、ICT（情報通信技術）※1活用によるペーパーレス化や不要となった裏紙・封筒類の再利用、燃やすごみとなっている紙類の分別徹底に取り組みます。

また、市内事業所に向けた周知啓発に努め、事業系紙ごみの減量化・資源化を推進します。

#### ③ 事業系生ごみの減量化・資源化の推進

事業所における生ごみ処理容器等の利用促進や延岡地区有機肥料センターにおける生ごみの堆肥化等により、事業系生ごみの減量化・資源化を推進します。

#### ④ 延岡市ごみ減量功労者表彰における優良事業者表彰の推進

延岡市ごみ減量功労者表彰において、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組み、著しい効果を上げている事業者などに関する推薦を幅広く呼びかけ、優良事業者への表彰を推進します。また、それらの事業者については「モデル事業所」として認定し、活動内容をホームページ等で紹介することにより、事業系ごみの減量化・資源化に向けた周知啓発や意識の高揚を図ります。

#### ⑤ 家庭ごみステーションへの不適正排出に対する指導の徹底

家庭ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出について、収集時の違反ごみとしての啓発や開封調査による排出事業者の特定、直接訪問による指導等を徹底することにより、事業系ごみのさらなる減量化と適正処理を推進します。

#### ⑥ 展開検査の拡充及び指導の強化

現在、主に許可業者を対象としているごみの展開検査について、検査対象を直接搬入事業者まで広げるとともに、搬入不適合物や分別に関する指導についても、許可業者への現場指導のみならず、排出事業者への直接訪問による指導を行うなどの取組を強化し、事業系ごみのさらなる減量化と適正処理を推進します。

※1 ICT(情報通信技術):情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称

#### ⑦ イベントごみの減量化の推進

多くの人が集まるイベントでは、短時間に集中して多量のごみが発生することから、清掃工場へのイベントごみの搬入について、適正処理を促す計画書や実施報告書の提出を求めるとともに、イベントごみ減量の手引きによる分別指導を行うなど、イベントごみの分別と減量化を推進します。

#### ⑧ 多量排出事業者に対する減量化指導についての調査・研究

「大規模小売店舗立地法」に基づく届出に係る意見照会の場を活用し、多量なごみの排出が予想される大規模小売店を対象に、分別や適正処理についての啓発等を行い、ごみの減量化・資源化の促進を図るとともに、多量のごみを排出する事業者に対して減量化・資源化を促すための基準や指導方法の整備について、調査・研究を行います。

#### ⑨ 清掃工場への直接搬入時の本人確認についての一部実施及び調査・研究

市外からのごみや産業廃棄物の搬入に対する防止策として、令和7年度から破碎施設に監視カメラを設置しています。また、ごみ搬入時の免許証等による本人確認の実施についても導入を検討します。その他の防止策についても、引き続き調査・研究を行います。

#### 取組8 集団回収事業



自治会や子ども会等による集団回収については、ごみの減量化、資源の有効活用等の推進のみならず、地域活動の活性化や絆づくり、環境教育などにも繋がります。今後も、古紙類やびん、缶、ペットボトル等を回収する団体に対して奨励金を交付し活動の支援を行います。

#### 取組9 オフィス町内会事業



企業、官公庁等の事業所から排出される使用済みOA古紙を回収し、再生トイレットペーパー「おかえりなさい」として資源化します。なお、令和5年度からはシュレッダー紙についても回収品目として追加しています。



再生トイレットペーパー「おかえりなさい」

### 取組 10 グリーン購入<sup>※1</sup>の推進



再生品等の供給面の取組に加えて需要面からの取組が重要であることから、市は環境負荷の低減に資する物品・役務の調達を推進するとともに、適切な情報提供を行うことにより、需要の転換を図ります。

### 取組 11 分別品目拡充による資源化の推進【重点施策】



#### ① 小型充電式電池等の分別収集

近年、色々な製品に小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池など）が使われ、持ち運びに便利なものが増える一方で、ごみや資源物（プラスチック製容器包装等）への混入による収集車や中間処理施設での火災が発生しています。

不要となった小型充電式電池については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」において、「指定再資源化製品」として製造業者等に対し回収・再資源化が義務づけられており、電池メーカー・電池使用機器メーカー等の参加によって設立された「一般社団法人 J B R C」による回収・リサイクルが行われています。

本市においても、家庭から排出される小型充電式電池については、分別収集及び J B R C に登録された協力店での店頭回収の周知に努めます。市で回収したものについては令和 5 年度に登録を行った J B R C 等による適正な処理を今後も継続します。

#### ② 分別品目拡充についての調査・研究

新たな分別品目拡充の可能性について、地域の実情を踏まえつつ、再生品市場の存在や再生利用の容易性、再生品の経済的価値、減量効果の程度等を総合的に勘案し、検討します。

#### ③ 製品プラスチックの分別収集に関する検討

プラスチックについては、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環促進の重要性が高まり、令和 4 年に「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。

「プラスチック資源循環促進法」では、市町村の責務として製品プラスチックの分別収集と再商品化が求められています。このことから、本市においても、現在分別収集しているプラスチック製容器包装に加え、「製品プラスチック」の分別収集及び資源化の実施に向けて検討を行います。

※1 グリーン購入:環境負荷の低減に配慮した製品を購入すること。具体的には、容器や包装のないものや長く使えるもの、必要なものを必要なだけ買うなどの工夫をして買い物をすること。

#### 2) 基本施策2 市民における方策

##### 取組1 資源の分別収集等の活用



市民は、市が行っている資源物の分別収集や自治会・子ども会等の住民団体を中心となって行っている集団回収、スーパー等の事業者が行っている店頭回収などを積極的に活用し、資源化を推進します。

##### 取組2 マイバッグ等の活用 【重点施策】



市民は、買い物時にマイバッグを使用し、過剰包装を断ることにより、レジ袋をはじめとする包装材の消費を抑制します。

また、マイボトル、マイ箸等を携行し、使い捨て容器などの使用を抑制します。

##### 取組3 生ごみの削減 【重点施策】



市民は、食材の買い過ぎに注意し、買うときには棚の手前（てまえ）にある期限の迫った商品から順番に取り購入する「てまえどり」や、買ったものは使い切る「使い切り」、食べものを大切にし残さず食べる「食べ切り」を心掛けます。また、宴会等において「30・10運動」を励行するなど、食品ロスの削減に努めます。なお、生ごみの排出にあたり「水切り」を徹底し、ごみとして排出する量を減らすとともに、生ごみ処理機等を活用し堆肥化を推進します。

##### 取組4 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進 【重点施策】



市民は、ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するため、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努めます。

## 3) 基本施策3 事業者における方策

## 取組1 分別による資源化や適正処理の徹底 【重点施策】



事業者は、事業所から発生するごみについて排出者責任を認識し、自ら適正に処理を行うため、ごみについての正しい理解を深め、分別排出による資源化や適正処理を推進します。

## 取組2 紙ごみの削減 【重点施策】



事業者は、ペーパーレス化や不要となった書類・封筒の再利用を心掛け、紙ごみの削減を推進します。また、燃やすごみとなっている紙類については分別を徹底し、資源化に努めます。

## 取組3 過剰包装の自粛 【重点施策】



事業者は、過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

## 取組4 使い捨て容器の使用抑制 【重点施策】



事業者は、使い捨て容器の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる容器の採用及び自主回収、資源化ルートの構築に努めます。

## 取組5 食品ロスの削減 【重点施策】



事業者（特に、食品販売店や飲食店等）は、賞味期限が迫った商品の値下げ販売や、廃棄を避けるための「てまえどり」の呼びかけ、小盛りメニューの提供、食べ残しを減らすための呼びかけ（30・10運動への協力等）に取り組み、食品ロスの削減を推進します。また、生ごみの排出にあたり、家庭と同様、水切りを徹底し、排出量の削減に努めるとともに、食品リサイクルルート等での資源化を検討します。

## 取組6 店頭回収等の実施



事業者は、店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による店頭回収として活用するとともに、資源化のルートを構築するよう努めます。

### 2 《基本方針2》環境に配慮したごみの適正処理

基本方針2の達成に向け、適正処理の継続的な実現を図るとともに、再使用、再生利用等を行う循環型ごみ処理システムの構築が必要となります。そのための基本施策を示します。

基本施策1 収集・運搬計画

基本施策2 中間処理計画

基本施策3 最終処分計画

基本施策4 その他の事項

#### 1) 基本施策1 収集・運搬計画

市は適正な収集運搬を担うものとし、迅速かつ衛生的に処理するため、効率化を図るとともに、市民への快適で公平なサービスの提供に努めます。

また、事業系ごみについては、排出者の責任に基づく自己処理を徹底させるとともに、民間活力を活かした適正な収集運搬体制やリサイクルルートの構築を図ります。なお、収集・運搬業の許可については、分別の徹底に加えて、今後の社会経済状況の変動による事業系一般廃棄物処理量の増加や災害等による多量ごみの収集等、新たなニーズによりその対応が必要であると判断される場合には、検討を行うこととします。

#### ① 基本的な事項

##### 取組1 分別の徹底



市民に対して、「延岡市ごみだしルールブック」、「地区別ごみカレンダー」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。また、事業者（許可業者含む）についても、「適正処理ガイドブック」等に従って排出するよう協力を求めます。

### 取組2 収集・運搬主体の原則

家庭系ごみは、基本的に委託による収集・運搬を行い、分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう衛生的かつ迅速に収集します。

また、事業系ごみは許可業者による収集・運搬を原則とします。その際、許可業者は分別回収を徹底します。

処理施設に直接搬入する場合は、市民、事業者とともに、減量化、資源化を図った後、排出者が分別して持ち込みます。

### ② 家庭系ごみの収集・運搬計画

#### 取組1 新たな分別区分の検討 【重点施策】



現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の検討を行います。

##### 【分別区分を継続するもの】

- (1) 新聞
- (2) ダンボール
- (3) 牛乳パック
- (4) 本・雑誌・チラシ・紙箱類
- (5) 古布
- (6) びん・缶
- (7) ペットボトル
- (8) プラスチック製容器包装
- (9) 使用済小型電子機器等
- (10) 燃やごみ
- (11) 燃やさないごみ（電池やライター等は透明小袋で排出）
- (12) 粗大ごみ
- (13) 埋立てごみ

##### 【新たな分別区分として検討するもの】

製品プラスチック

取組2 収集回数の検討

ごみの区分別の収集回数は現状を維持し、表3-4-1のとおりとします。本計画に基づく取組の効果（ごみ減量化、資源化の程度）及び市民の要望を踏まえ、収集回数等についての検討を行います。

表3-4-1 収集・運搬の状況

区分		収集主体・収集回数						
		延岡	北方	北浦	北川			
資源物	古紙	新聞	委託 月2回	委託 月2回	委託 月2回			
		ダンボール						
		牛乳パック						
		本、雑誌、チラシ、紙箱類						
	古布	古布	委託 週1回	委託 週1回	委託 週1回			
		びん・缶						
	ペットボトル	ペットボトル						
		プラスチック製容器包装						
	使用済小型電子機器等	直営（隨時：ボックス回収）						
燃やさないごみ	燃やすごみ	委託 週2回	委託 週2回	委託 週3回	委託 週2回			
	燃やさないごみ	委託 月2回	委託 週1回	委託 月2回	委託 月2回			
	粗大ごみ							
	埋立てごみ（条件付き※1）							
	臨時収集ごみ	委託（隨時）						
小動物の死体		委託（隨時）						

取組3 ごみステーション方式による収集

収集の効率性などを踏まえステーション方式による収集を継続します。

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみについては、排出抑制及び分別の徹底を促進するため指定袋制、粗大ごみシール制を継続します。

## ア. ごみステーションへの排出方法

ごみ収集日の朝8時30分までに、市の定める排出方法に従って、ごみステーションに排出することとします。

※1 埋立てごみのみを燃やさないごみ用指定袋に入れ、「燃やさないごみ」の収集日に排出可能（1回につき1袋まで）。

### イ. ごみステーションの設置

ごみステーションは自治会等の申請により、市と自治会等が協議のうえで収集作業等に支障のない場所に設置することとします。また、分別の徹底やごみ質の悪化を防ぐため、自治会の組単位に一箇所程度を目安とします。

なお、現在、一部存在している戸別のごみステーションについては、その解消に向けた取組を継続して行います。

### ウ. ごみステーション管理

ごみステーションは設置者（自治会等）自らが管理を行うものとし、ごみステーションの清潔保持や違反ごみの対応等に努めることとします。管理を行っている自治会等には、ごみステーション維持管理補助制度やごみステーション整備補助制度に基づく補助金の交付により設置者（自治会等）の負担軽減を継続します。

また、クリーンステーション指導員講習会を開くなどして、クリーンステーション指導員制度の充実を図り、地域住民との協力体制の構築を図ります。

### エ. 自治会（区等）との連携

ごみステーションは自治会（区等）が管理していることから、円滑な収集及びごみステーションの適正な管理を図るため、自治会（区等）との連携に努めます。区長やクリーンステーション指導員等から相談があった場合には、啓発看板の設置や立ち番指導等を実施します。それでも効果が得られない場合は、ごみステーション監視カメラの設置について協議します。

### 取組4 市民サービスの充実



高齢者や障がい者等のごみ出しの困難な世帯に対しては、自治会等との協議の上で、戸別対応として「延岡市家庭ごみふれあい収集」による収集・安否確認を継続して行います。

また、引越しや大掃除などで、家庭から排出された多量のごみ等を処理施設に持ち込めない場合は、市が臨時に収集（有料）を行います。

#### ③ 事業系ごみの収集・運搬計画

##### 取組1 排出者責任の徹底

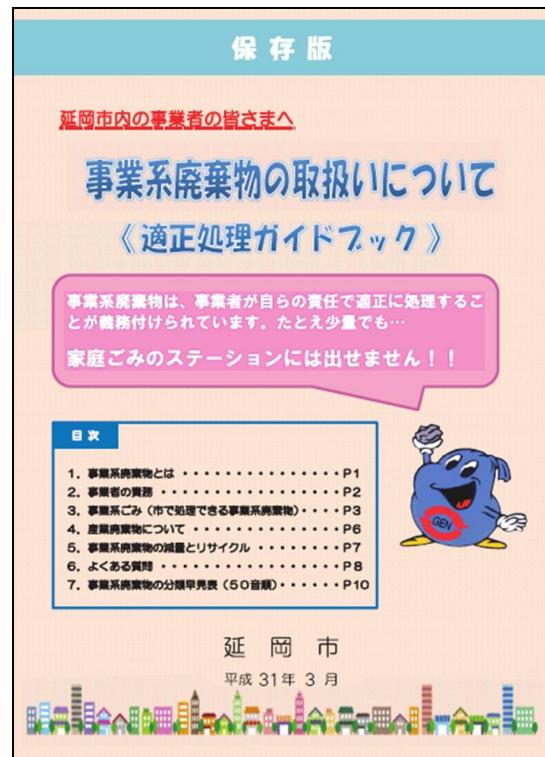
事業系ごみは、事業者自らが処理を行うことを原則とします。

##### 取組2 許可業者による収集・運搬と自己搬入

事業者がごみを排出する場合には、事業系ごみの「適正処理ガイドブック」等に従った分別を行い、許可業者に収集・運搬を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

許可業者は、事業系一般廃棄物の減量・資源化の推進に大きく関わっていることから、排出事業者に分別徹底を呼びかけ、適正な収集・運搬を行います。

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動による事業系一般廃棄物処理量の増加や、災害等による多量ごみの収集等、新たなニーズによりその対応が必要であると判断される場合には、検討を行うこととします。



適正処理ガイドブック

#### 2) 基本施策2 中間処理計画

分別収集したごみは、中間処理において、資源化を優先します。資源化が困難なごみについては、焼却処理及び破碎処理を行い熱回収（サーマルリサイクル<sup>※1</sup>）や減容化を図り、処理後に発生する残渣類は、有効利用に取り組みます。なお、市による処分や再生利用が困難なごみについては、民間活用による処分やリサイクルルートの構築を図ります。

また、一般廃棄物処分業の許可においては、「廃掃法」に定める基準に適合し、リサイクルを行う処分業であって循環型社会の形成のために必要である、又は適正処理困難物の処理促進の観点から必要であると判断される場合は許可を行います。それ以外については、原則行わないこととします。

##### ① 適正処理の推進

###### 取組1 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理する際に熱回収を行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。また、複合施設の整備にあわせて、非鉄金属類の資源回収率の向上について検討を行います。

###### ア. 資源物

- i. 古紙類（新聞、ダンボール、牛乳パック、本・雑誌・チラシ・紙箱類）  
ゲン丸館で選別処理・梱包処理後に再生事業者へ引渡し資源化します。
- ii. 古布  
ゲン丸館で保管後、再生事業者へ引渡し資源化します。
- iii. びん類  
缶類と混合収集されたびん類は、ゲン丸館で無色、茶色、その他の色に手選別し、「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人ルートで資源化します。
- iv. 缶類  
びん類と混合収集された缶類は、ゲン丸館で機械選別により、アルミとスチールに分け、圧縮処理後、再生事業者へ引渡し資源化します。
- v. ペットボトル  
リサイクルセンターで選別、圧縮梱包処理を行い、「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人ルートで資源化します。
- vi. プラスチック製容器包装  
リサイクルセンターで選別、圧縮梱包処理を行い、「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人ルートで資源化します。

※1 サーマルリサイクル：廃棄物を焼却処理するだけではなく、発生する熱エネルギーを回収し、ごみ発電や温水の熱源等として利用すること。

#### vii. 使用済小型電子機器等

市で設置した回収ボックスによる回収及び燃やさないごみからの選別回収後、クリーンセンターで保管し、「小型家電リサイクル法」に基づく認定事業者ルートにて資源化します。

#### イ. 燃やすごみ

ごみ焼却施設（清掃工場）へ搬入し、焼却処理します。焼却によって発生する熱エネルギーを蒸気や電力として利用するほか、焼却後に発生する焼却灰の一部セメント原料化や焼却灰に混入する金属の回収を行います。

#### ウ. 燃やさないごみ

粗大ごみ処理施設へ搬入し、資源物となる金属類を回収した後、破碎処理します。処理後発生した不燃残渣は最終処分場で埋立処分し、可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処理します。

また、燃やさないごみのうちリチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池については、手作業で絶縁処理後、J B R C 等に引き渡し資源化します。

#### エ. 粗大ごみ

可燃性の粗大ごみは、ごみ焼却施設の切断機で細かくして焼却処理します。不燃性の粗大ごみは、粗大ごみ処理施設へ搬入し、燃やさないごみと同様の処理を行います。

#### オ. 埋立てごみ

粗大ごみ処理施設へ搬入しストックヤードに保管後、最終処分場で埋立処分します。

## 取組2 広域処理の継続

本市では、宮崎県が策定した「宮崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町で構成する西臼杵広域行政事務組合の燃やすごみを、平成11年4月から本市の清掃工場で焼却処理しています。また、清掃工場「夢の杜」の建設・運営に係る費用については、本市との処理協定に基づいて、3町において応分の負担がなされています。

環境保全や適正処理を推進する観点からも、広域処理を継続していきます。

#### ② 資源化の推進

##### 取組1 熱エネルギーの有効利用



省資源、省エネルギー、地球温暖化防止の観点から、ごみ焼却によって発生する熱エネルギーを効率的に回収し、蒸気や電力として、クリーンセンターや周辺施設（ヘルストピア延岡及び延岡総合文化センター等）への供給等を積極的に推進します。また、発電した電力の一部は、電力事業者に売却し（売電）、施設運用費用の一部として充当しています。

##### 取組2 民間活用の検討



リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、信頼性等の調査研究を進めます。

##### 取組3 資源化拡充に向けての調査・研究

本市では、現在分別収集しているプラスチック製容器包装（資源物）に加え、製品プラスチックの分別収集の方法と資源化の実施に向けて検討を進めます。

#### ③ 適正処理困難物への対応

##### 取組1 特別管理一般廃棄物及び市で処理することが困難なごみの対応



特別管理一般廃棄物及び市の施設で処理することが困難なごみについては、排出者の責務で処理をすることとします。

###### ア. 特別管理一般廃棄物

###### i. P C B を含んだ廃棄物

関係法令に基づき排出者が責任をもって保管、処理するように指導します。

###### ii. 感染性医療廃棄物

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理するよう指導します。

#### イ. 在宅医療廃棄物

在宅医療の増加に伴い、感染性在宅医療廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

#### ウ. 処理困難物

排出者は、クリーンセンターに相談し、適正処理に努めます。

##### 処理困難物

バイク（50cc以上）、ピアノ、バッテリー、農機具、タイヤ（車・バイク用）、消火器、廃油、シンナー、農薬、LPガスボンベ、市の受入基準に適合しない流木等

#### エ. 家庭から排出される使用済みパソコン

排出者は、メーカーに直接電話し、指定の手順等に従いリサイクルします。倒産したメーカー、自作のものは、パソコン3R推進協会へ連絡します。

##### 家庭から排出される使用済みパソコン

デスクトップ型パソコン（本体）、ノートブック型パソコン、ブラウン管（CRT）式表示装置（ディスプレイ）、液晶式表示装置（ディスプレイ）、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型のパソコン

#### オ. 家電リサイクル法で定められている特定家庭用機器

排出者は、家電販売店に相談するか、家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ搬入します。

##### 法で定められている特定家庭用機器

テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ・有機EL式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

## 取組2 一般廃棄物処分業の許可

「廃掃法」に定める基準に適合し、リサイクルを行う処分業であって循環型社会の形成のために必要である、又は適正処理困難物の処理促進の観点から必要であると判断される場合は許可を行います。それ以外の許可については、原則行いません。

#### 3) 基本施策3 最終処分計画

中間処理後の残渣等は、最終処分場で埋立処理を行い最終的に無害化、安定化する必要があります。そのため、永続的な最終処分場の確保とその埋立物等が周辺環境に影響を与えることのないよう、適正に管理・運営を行います。

##### ① 最終処分対策

###### 取組1 埋立量の削減



行政・事業者・市民がともに排出抑制・再生利用などに取り組み、埋立処分量の減量化を図り、最終処分場を延命化します。



延岡市北方最終処分場

## 4) 基本施策 4 その他の事項

安全で快適な暮らしを守る環境づくりのためには、これまで挙げてきた取組のほかに、下記の取組も必要となってきます。

## ① 災害廃棄物の処理

## 取組 1 災害廃棄物への対応



延岡市災害廃棄物処理計画等に従い状況に応じて適正な対応を推進します。

災害廃棄物の処理については、「災害廃棄物集積場所（災害用臨時ごみステーション）」や「仮置き場」等を状況に応じて設置することで、迅速な処理を進め、早期復興を目指します。

## ② 環境美化

## 取組 1 環境美化の推進



延岡市における美化活動の定着、環境美化運動（クリーンアップ宮崎等）、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報誌による啓発を推進し、行政・事業者・市民が一体となった環境美化活動に取り組みます。

## ③ 不法投棄対策の強化

## 取組 1 不法投棄対策の推進



本市では、海岸線や林道沿いへの不法投棄が多く見られるため、これらを防止し処理する体制を構築し、不法投棄の防止を図ります。

## ア. 土地所有者又は管理者に対する対策の要請

土地所有者又は管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。また、柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

## イ. 監視体制の強化

パトロール等定期的な監視体制の整備を推進します。また、不法投棄が多い場所については、重点的、定期的なパトロールの強化を図るとともに、引き続き監視カメラの設置を行います。

### ウ. 不法投棄対策の看板設置等による啓発

不法投棄が多い場所へ、注意・啓発を促す看板の設置を推進するとともに、不法投棄防止に関する啓発チラシの配布を行うなど、啓発活動を強化します。

### エ. 環境学習会の開催

市内小学生を対象とした環境学習会を開催し、不法投棄防止への関心を高めます。

### オ. 住民、各種団体との連携

延岡地区不法投棄対策協議会、市民、NPO、企業等と連携した監視・パトロールや啓発活動を推進します。

## ④ 事故防止対策

### 取組1 爆発・火災事故等の防止

スプレー缶やカセットボンベ等については、塵芥収集車やごみ処理施設における爆発・火災事故等を防止するため、中身を全部使い切り、穴を開けての排出を周知徹底します。

ただし、国からの通知等も踏まえ、穴開けを不要とする排出についても必要に応じて検討を行います。

また、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）や電子たばこ・モバイルバッテリー等についても、スプレー缶やカセットボンベ等と同様に、塵芥収集車やごみ処理施設における発火・火災事故等を防止するため、分別排出を周知徹底します。

なお、新たに整備を予定している複合施設では、爆発・火災事故等の対策を考慮した施設整備を行います。

### 取組2 嘘芥収集車での作業事故防止

塵芥収集車での作業事故や交通事故を防止するため、作業従事者への安全教育の徹底を図ります。

### 取組3 その他の事故防止

ごみ処理施設での転落事故や酸欠事故等の防止のため、作業従事者への安全教育の徹底を図ります。

#### ⑤ 地域との融和

##### 取組1 地域に受け入れられるごみ処理施設



ごみ処理施設と周辺地域とが、これからも良好な相互協力関係を保っていくため、環境対策や安全対策、地域の生活環境改善など必要な措置を講じます。

#### ⑥ ごみ処理施設の整備・解体

##### 取組1 ごみ処理施設の整備【重点施策】



本市の清掃工場については供用開始から約20年、粗大ごみ処理施設やゲン丸館については、供用開始から約30年が経過しています。また、今後30年内に高い確率で南海トラフ巨大地震が発生すると言われています。

ごみ処理施設については、老朽化への対策や大規模災害発生への備えといった面も十分に考慮し、安定的な処理を継続させていくため、施設や設備の適切な点検・整備及び強靭化を含めた基幹的な整備・機器の更新を行います。また、老朽化が進行している粗大ごみ処理施設及びゲン丸館の機能を統合した複合施設を整備します。

##### 取組2 旧焼却施設の解体等

旧焼却施設については、老朽化等施設の状況に応じて優先順位を決め、旧北川町塵芥処理場や旧清掃工場の煙突などの解体撤去を行います。

また、その他付帯施設については、今後も分別収集の中継基地等の目的で活用し、施設の状況を見ながら移転等検討を行います。

##### 取組3 川島埋立場の跡地利用



川島埋立場については、引き続き、水質などの各種測定を行いながら、適正な維持管理に努め、安定化（水質・ガス等）の確認後には、最終処分場の廃止を行います。また、跡地については、公園として有効活用しています。



川島ふれあい公園

## 第5節 排出量及び処理量の見通し

### 1 ごみ排出量（資源物、集団回収含む）の見通し

ごみ排出量の見通しを図3-5-1に示します。

ごみ排出量は、本計画に基づく取組を推進した場合、令和12年度には36,466tになる見通しです。

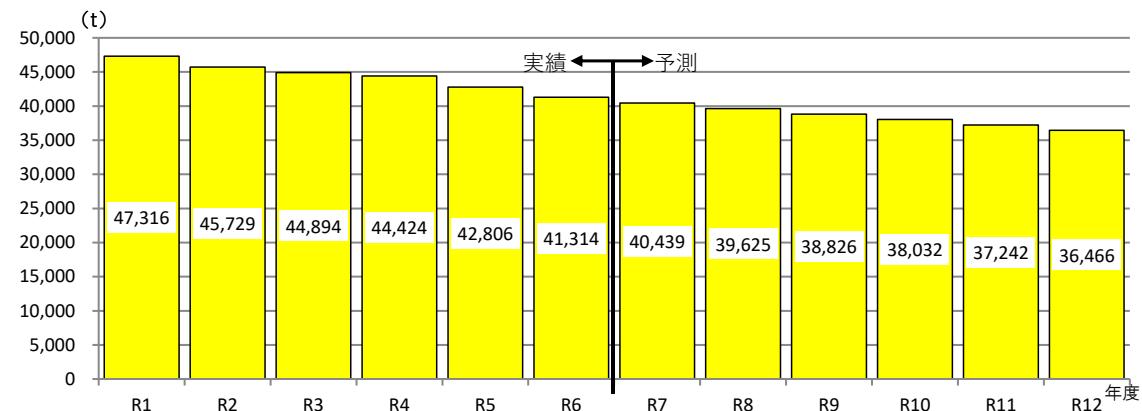
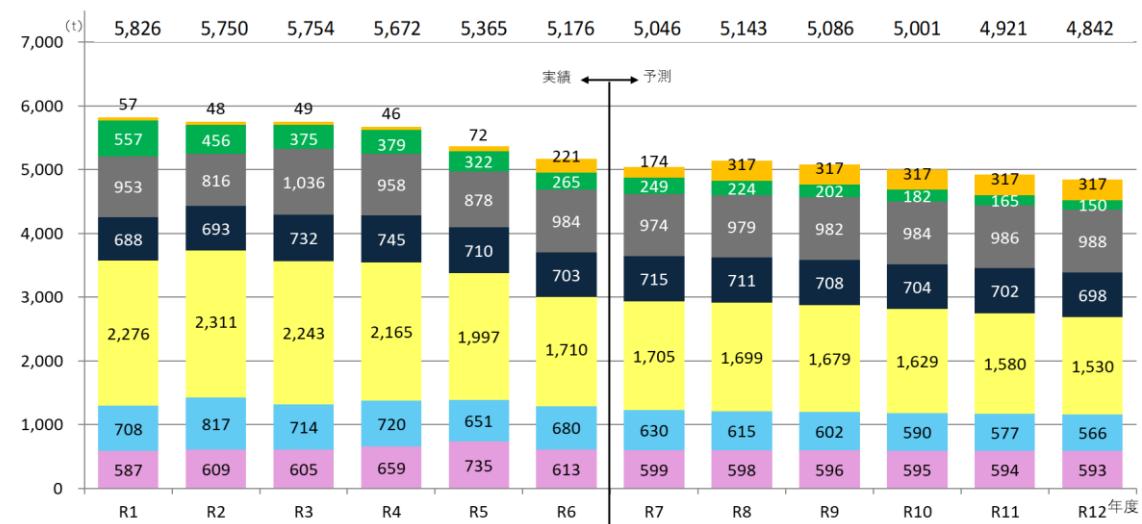


図3-5-1 ごみ排出量の見通し

### 2 資源化量の見通し

資源化量の見通しを図3-5-2に示します。

資源化量については、新聞・雑誌類の電子媒体化、各種容器包装類の軽量化、びん・缶類から軽量なペットボトルへの移行、小売店による資源物の店頭回収等の影響やごみの発生・排出抑制を最優先とする取組により、本市の清掃施設への搬入量は減少傾向にあります。



■焼却残渣（セメント化等） ■粗大ごみ処理施設 ■ゲン丸館 ■ペット・プラ ■事業系生ごみ ■集団回収 ■処分場副生塩、オフィス古紙、小型家電

図3-5-2 資源化量の見通し

### 3 ごみ焼却施設での処理量の見通し

ごみ焼却施設での処理量の見通しを図3-5-3に示します。

ごみ焼却施設での処理量は、ごみ排出量の減少に伴い、令和12年度には34,209tになる見通しです。

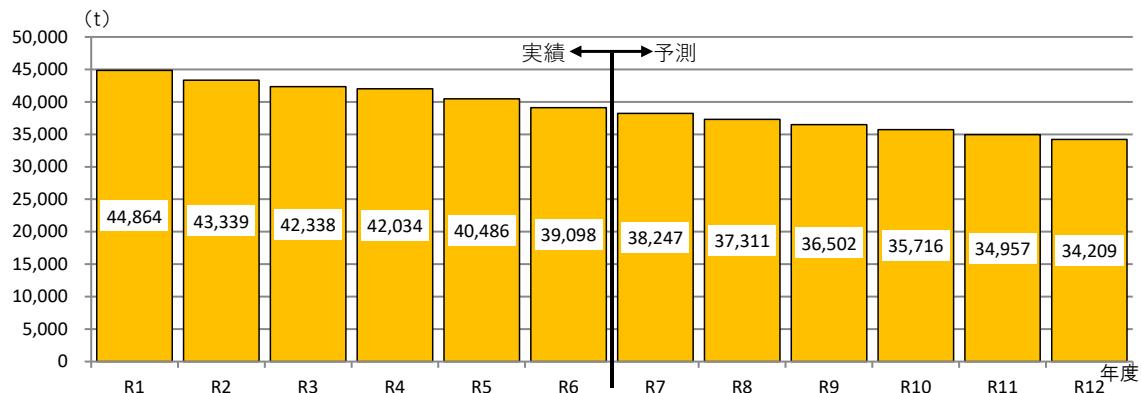


図3-5-3 ごみ焼却施設での処理量の見通し

### 4 粗大ごみ処理施設での処理量の見通し

粗大ごみ処理施設での処理量の見通しを図3-5-4に示します。

粗大ごみ処理施設での処理量は、ごみ排出量の減少に伴い、令和12年度には2,197tになる見通しです。

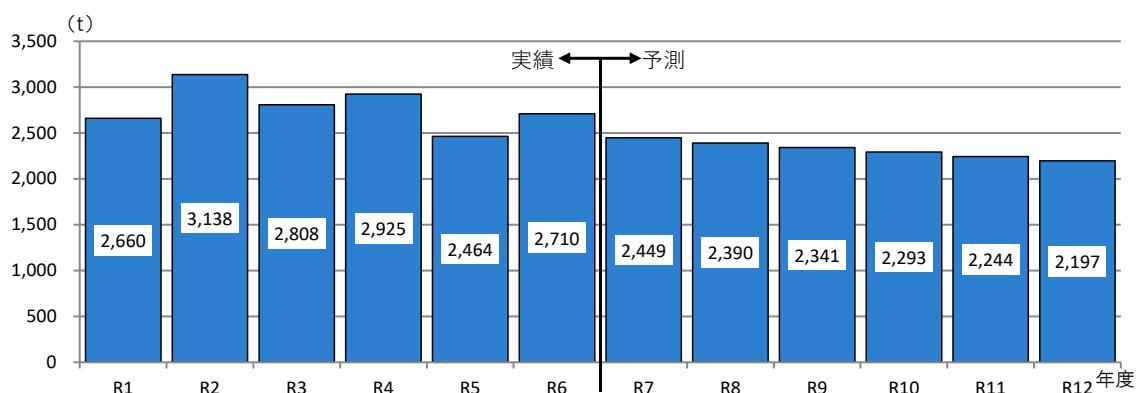


図3-5-4 粗大ごみ処理施設での処理量の見通し

## 5 最終処分量の見通し

最終処分量の見通しを図3-5-5に示します。

ごみ排出量の減少にあわせて最終処分量も減少していくと予想され、令和12年度の最終処分量は4,050tになる見通しです。

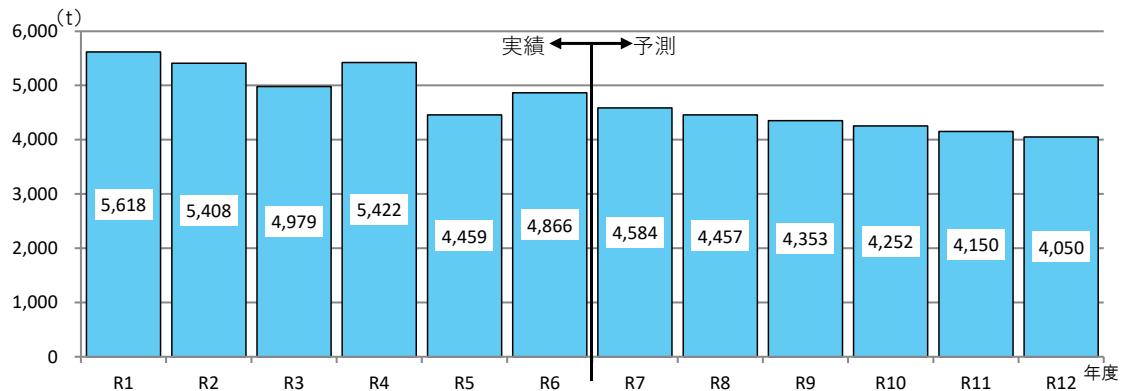


図3-5-5 最終処分量の見通し

## 6 ごみ排出量、処理量等の一覧

ごみ排出量、処理量の一覧表を表3-5-1～表3-5-6に示します。

人口の再推計により変更となる場合があるため、  
パブリックコメントにおいて、一覧表の掲載はしておりません。

## 第6節 達成目標

### 1 達成目標指標

ごみの減量化及び資源化に向けた達成目標指標を以下に示します。

#### 1) ごみ減量化目標

##### ごみ減量化目標

###### ■ 指標：市民1人1日あたりのごみ排出量（g/人・日）

前期計画で設定した計画最終目標値964g/人・日の達成が見込まれるため、935g/人・日に目標値を更新し、達成を目指します。

1) ごみ減量化目標 (P. 91 参照)

#### 2) 資源化目標（参考値）

##### 資源化目標【参考値】

###### ■ 指標：リサイクル率（%）

前期計画における「目標値」から考えを改め、「参考値」として本市で把握可能な資源物について動向を注視することで、引き続き資源化を推進し、リサイクル率向上を目指します。

2) 資源化目標（参考値） (P. 96 参照)

## 2 達成目標数値

### 1) ごみ減量化目標

#### (1) ごみ減量化目標について

ごみ減量化目標（市民1人1日あたりのごみ排出量）を、図3-6-1に示します。

本市の令和5年度時点の市民1人1日あたりのごみ排出量は1,010gと、類似自治体<sup>※1</sup>の平均である935g（令和5年度実績）を上回っています。

この原因は、本市の市民1人1日あたりの事業系ごみ<sup>※2</sup>排出量が394g（令和5年度）となっており、類似自治体の平均値290g（令和5年度実績）よりも104g上回ることが大きな要因です。（「第3章 第2節 15 類似自治体との比較検討」P.50参照）

一方、本市の市民1人1日あたりの生活系ごみ<sup>※3</sup>は616g（令和5年度実績）と、類似自治体の平均である645g（令和5年度実績）を下回っています。また、県が目標とする638g（令和12年度目標）についても達成しています。

今回、中間見直しにあたって、さらなるごみの発生・排出抑制に向けて、前期計画の目標（生活系ごみ600g/人・日）を、19g下回る、「生活系ごみ581g/人・日」を目指します。

また、事業系ごみについても、ごみの発生・排出抑制を図り、前期計画の目標（事業系ごみ364g/人・日）を、10g下回る、「事業系ごみ354g/人・日」を目指します。

本計画の取組を実施することで、市民1人1日あたりのごみ排出量を令和元年度比で125g（約12%）削減し、類似自治体の平均値と同等の935g/人・日を目指します。

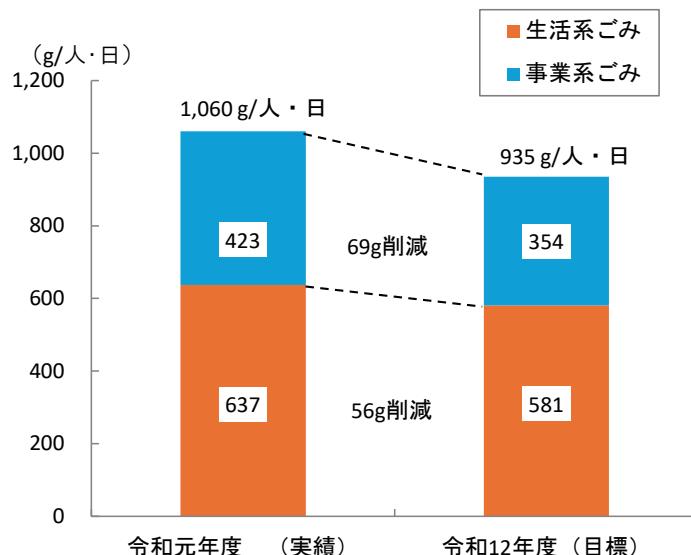


図3-6-1 ごみ減量化目標（市民1人1日あたりのごみ排出量）

※1 類似自治体：前期計画における類似自治体を基に抽出。ただし、焼却処理に溶融炉を使用している、あるいは焼却残渣の溶融処理（灰溶融処理）を実施している自治体や最終処分の条件の異なる自治体は除く

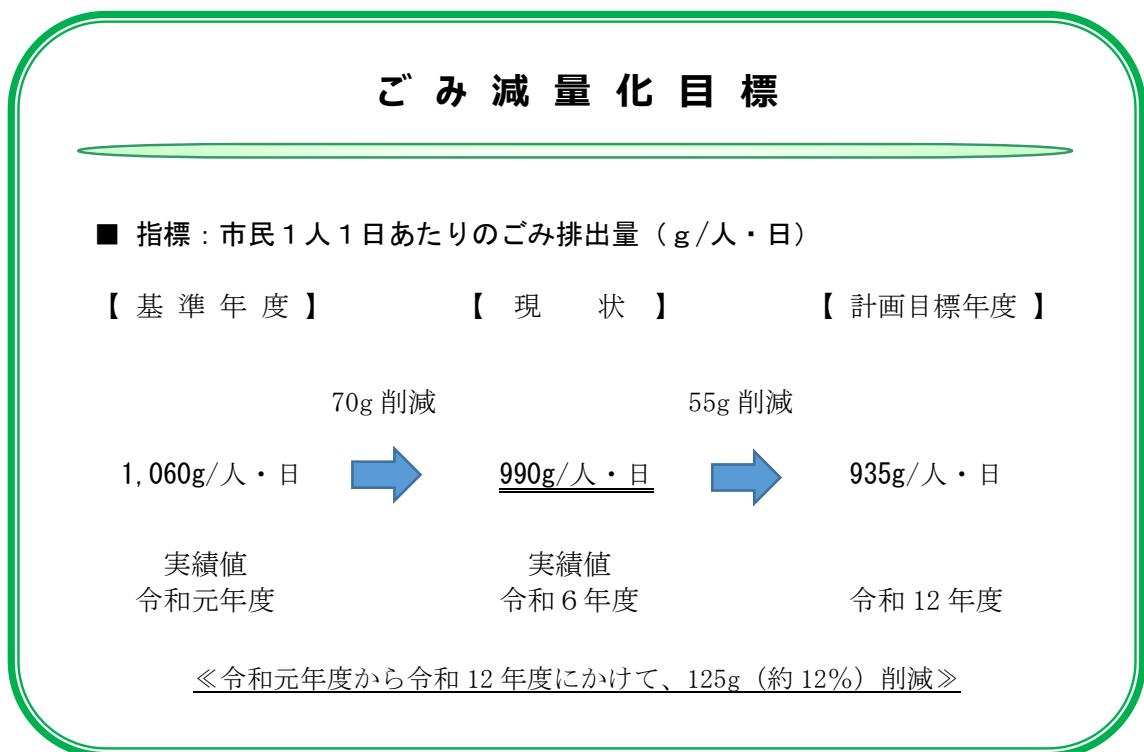
※2 事業系ごみ排出量：資源物を含めた事業所から排出される廃棄物の量。ただし、産業廃棄物は除く

※3 生活系ごみ排出量：資源物、集団回収を含めた家庭から排出される廃棄物の量

## (2) ごみ減量化目標

市民1人1日あたりのごみ排出量を、現状（令和6年度）の990gから、令和12年度までに55g削減して、935gを目指します。

なお、補助目標として「市民の目標」及び「事業者の目標」を設定し、ごみ減量化目標の達成を目指します。



ごみ減量化目標達成時の市民1人1日あたりのごみ排出量の推移を図3-6-2に示します。

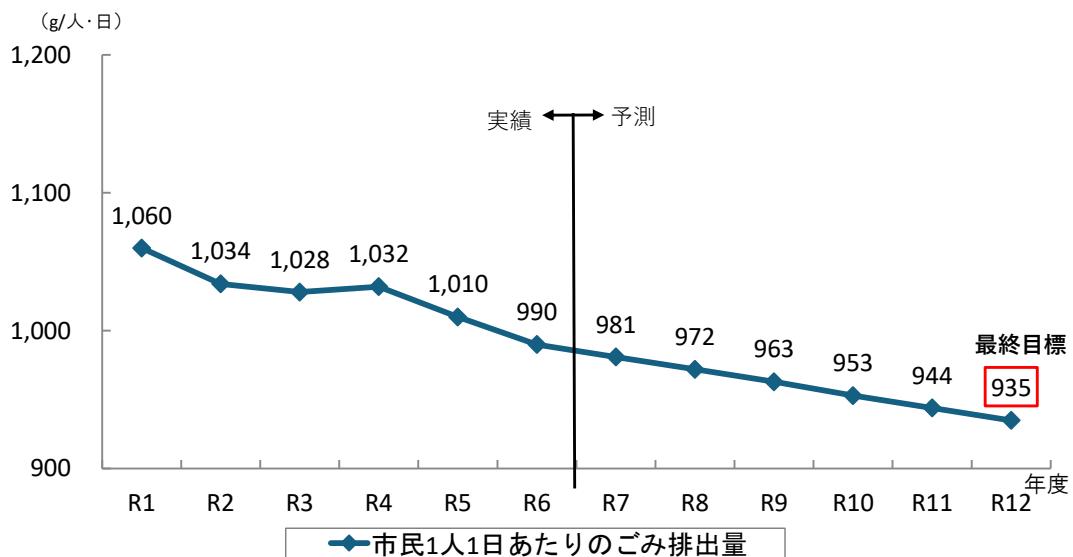


図 3-6-2 ごみ減量化目標達成時の市民1人1日あたりのごみ排出量の推移

### ① 補助目標：市民の目標

市民の目標については、市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量を指標とし、現状（令和6年度）の606gから令和12年度までに25g削減して、581gを目指します。

なお、目標の達成に向けては、日々の取り組みやすさや即効性等から、重点施策として位置づけている生ごみ（食品残渣）の削減や使い捨て品（容器包装を含む）の排出抑制等を推進します。

#### ■ 指標：市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量（g/人・日）

【基準年度】	【現状】	【計画目標年度】
--------	------	----------

637g/人・日	31g削減 → <u>606g/人・日</u>	25g削減 → 581g/人・日
実績値 令和元年度	実績値 令和6年度	令和12年度

『令和元年度から令和12年度にかけて、56g（約9%）削減』

#### □ 参考：市民1人1日あたりの家庭ごみ排出量（g/人・日）

【基準年度】	【現状】	【計画目標年度】
--------	------	----------

561g/人・日	22g削減 → <u>539g/人・日</u>	23g削減 → 516g/人・日
実績値 令和元年度	実績値 令和6年度	令和12年度

『令和元年度から令和12年度にかけて、45g（約8%）削減』

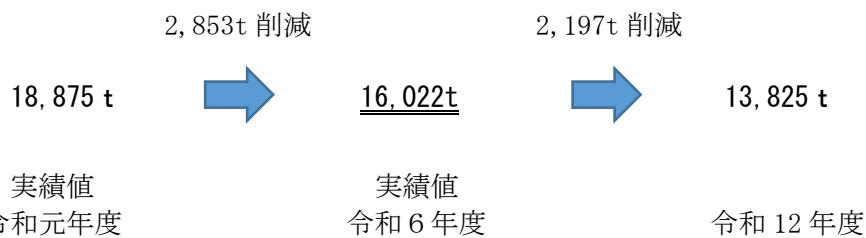
## ② 補助目標：事業者の目標

事業者の目標については、年間の事業系ごみ排出量を指標とし、現状（令和6年度）の16,022tから令和12年度までに13,825tを目指します。

なお、目標の達成に向けては、重点施策として位置づけている排出者責任の定着、紙類や食品残渣をはじめとする事業系ごみの減量化・資源化の推進、展開検査等をはじめとする不適正な排出への対策強化等を推進します。

### ■ 指標：事業系ごみ排出量（t）

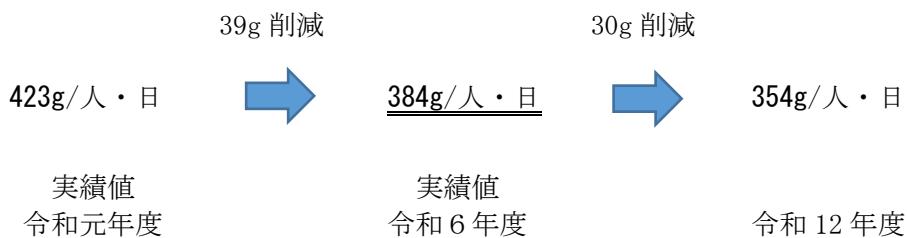
【基準年度】 【現状】 【計画目標年度】



《令和元年度から令和12年度にかけて、5,050t（約27%）削減》

### □ 参考：市民1人1日あたりの事業系ごみ排出量（g/人・日）

【基準年度】 【現状】 【計画目標年度】



《令和元年度から令和12年度にかけて、69g（約16%）削減》

### ❖ ごみ減量の目安（4Rの取組事例）

#### ● リフューズ（ごみになるものは断る）、リデュース（ごみを減らす）

- ・マイバッグを使用し、レジ袋を断る。〈1枚：約5～10g〉
- ・マイボトルを使用し、紙コップを断る。〈紙コップ1個：約15g〉
- ・マイ箸を使用し、割り箸を断る。〈1膳：約3～5g〉
- ・余分な使い捨ておしごりを貰わない。〈1枚：約5g〉
- ・過剰な包装、無駄な包装紙を断る。〈包装紙1枚：約10～40g〉
- ・使い捨て容器等（紙皿、紙コップ、割り箸等）は使用しない。〈紙皿1枚：約15g〉
- ・生ごみの水分を切る。〈1人1日あたり：約10g〉
- ・食べものは残さず食べる。〈ごはん茶碗1杯：約150g、食パン1枚：約60g〉
- ・食材は買い過ぎず使い切る。〈卵1個：約50g、きゅうり1本：約100g〉
- ・洗剤や調味料は詰め替え用のものを買う。〈プラスチックボトル1本：約50～100g〉

#### ● リユース（繰り返し使う）

- ・まだ使えるものは、人に譲るかフリーマーケット等を活用する。
- ・リサイクル商品を進んで購入する。
- ・古いもの、壊れたものを修理して長く使う。

#### ● リサイクル（再生利用する）

- ・古紙を資源収集等に出す。〈新聞・チラシ 1日分：約180g〉
- ・古布を資源収集等に出す。〈Tシャツ1枚：約200g、ジーンズ1本：約600g〉
- ・びん・缶を資源収集等に出す。〈スチール缶1本：約30g、アルミ缶1本：約20g〉
- ・ペットボトルを資源収集等に出す。〈2L 1本：約60g、500mL 1本：約20～30g〉
- ・プラスチック製容器包装を資源収集等に出す。〈食品トレイ1枚：約5g〉

## 2) 資源化目標（参考値）

## (1) 資源化目標（参考値）について

令和6年度及び令和5年度における、本市のリサイクル率は12.5%と、類似自治体の平均である12.5%（令和5年度実績）と同程度にあります。一方で、廃棄物処理基本方針において、国が想定するリサイクル率の目標値（一般廃棄物の出口側の循環利用率）は、「令和12年度に約26%」と設定されています。

この国の目標値は、廃棄物処理基本方針に「廃棄物処理におけるリサイクル量拡大の取組の進展を反映し、国民、自治体、排出事業者・リサイクル事業者の取組の進展を表す。」と示されているように、自治体以外の取組の進展等も含まれています。

また、廃棄物の処理方法や地理的要因（周辺にリサイクル施設が存在するか）等の自治体による差異がある中での目標設定となっていることから、全ての自治体が同程度の目標を設定できるものではありません。

さらに、本市では、店頭回収や無人回収ボックスの設置等、市で把握できていないルートにより資源化がなされているため、実際に資源化されている総量の把握が困難であり、リサイクル率へ正確に反映することが難しい状態にあります。

そこで、資源化目標の指標「リサイクル率」については、前期計画における「目標値」から考え方を改め、「参考値」として本市で把握可能な資源物について動向を注視することで、引き続き資源化を推進し、リサイクル率の向上を目指します。

なお、後期計画の取組により、令和12年度のリサイクル率は、13.3%に上昇すると見込まれています。

## 資源化目標【参考値】

## ■ 指標：リサイクル率（%）

【基準年度】

12.3%

実績値  
令和元年度

【現状】

12.5%実績値  
令和6年度

【計画目標年度】

0.2ポイント増

13.3%

令和12年度

## 延岡市ごみ減量十ヶ条

- ① 使い捨て商品は、なるべく買わない。
- ② 過剰包装は断る。
- ③ 買い物のときは、買い物袋を持参する。
- ④ 詰め替え商品を利用する。
- ⑤ 食品は買いすぎず、作りすぎず、残さないようにする。
- ⑥ 利用できるけど使用しないものは、  
人に譲るかフリーマーケットなどへ出し再利用してもらう。
- ⑦ 使えるものは最後まで使う。
- ⑧ リサイクル商品を進んで購入する。
- ⑨ 直せる家電製品などは直して使う。
- ⑩ きちんと分別し、資源物回収に協力する。

### 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

令和〇年〇月

編集・発行 延岡市市民環境部資源対策課

〒882-0854

宮崎県延岡市長浜町3丁目1954番地3

TEL 0982-34-2626

FAX 0982-34-9614